

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「レーティングズ・サービス」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュアリティ・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2014年5月

発行登録目論見書



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2019年5月24日満期
円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン
ブラジルリアル／日本円連動社債

－ 売 出 人 －

S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社

1. この発行登録目論見書が対象とするドイツ銀行（以下「発行会社」といいます。）発行の社債の売出しに関する発行登録につきましては、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定に基づき、発行登録書を平成26年1月6日に関東財務局長に提出し、平成26年1月14日にその効力が生じております。また、同法第23条の4の規定により、ドイツ銀行ロンドン支店 2019年5月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債（以下「本社債」といいます。）の売出しに関する訂正発行登録書を平成26年5月2日に関東財務局長に提出しております。同法第23条の5第2項の規定に基づく当該訂正発行登録書の提出による発行登録の効力の停止期間は、平成26年5月2日（提出日）であります。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に記載された本社債を取得させ、または売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本社債の利息額および償還金額は、日本円で支払われますが、その金額は、日本円とブラジルリアルとの一定の外国為替相場に基づき算定されます。そのため、支払われる利息額および償還金額は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。これらの外国為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」、同「5. 償還」および同「6. 償還金額の計算」をご参照下さい。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 証券情報	2
＜ドイツ銀行ロンドン支店 2019年5月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル／日本円連動社債に関する情報＞	2
第1 募集要項	2
第2 売出要項	2
1 売出有価証券	2
2 売出しの条件	5
第3 第三者割当の場合の特記事項	33
＜上記以外の社債に関する情報＞	33
第1 募集要項	33
第2 売出要項	33
1 売出有価証券	33
2 売出しの条件	33
第3 その他の記載事項	33
第二部 参照情報	34
第1 参照書類	34
第2 参照書類の補完情報	34
第3 参照書類を縦覧に供している場所	35
第三部 保証会社等の情報	35
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	36
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	37
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	75

【表紙】

【発行登録番号】 26-外1
【提出書類】 発行登録書（訂正発行登録書を含む。）
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年1月6日発行登録書提出
平成26年1月15日訂正発行登録書提出
平成26年1月22日訂正発行登録書提出
平成26年2月3日訂正発行登録書提出
平成26年2月20日訂正発行登録書提出
平成26年3月3日訂正発行登録書提出
平成26年4月18日訂正発行登録書提出
平成26年5月2日訂正発行登録書提出
平成26年5月2日訂正発行登録書提出

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt Issuance)
ディレクター 欧州市場部長 マルコ・ツィーママン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラーゲ 12
(Tanusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【発行登録の対象とした売出
有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年1月6日
効力発生日	平成26年1月14日
有効期限	平成28年1月13日
発行登録番号	26-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	4,491億6,858万7,810円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部 証券情報

<ドイツ銀行ロンドン支店 2019年5月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債に関する情報>

本書は、発行登録の対象とした売出しにかかる社債のうち、ドイツ銀行ロンドン支店 2019年5月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債（以下「本社債」という。）に関するものである。

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

以下に記載するもの以外については、本社債を売出しにより売り付けるに当たり、本社債に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。本書中の本社債に関する未定の事項は、2014年5月14日までに決定される予定である。

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店 2019年5月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	100億円(予定) (注2)	売出価額の総額	100億円(予定) (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円 (注3)
償還期限	2019年5月24日(または当該日が営業日ではない日に該当することとなる場合、満期償還日は、営業日である翌日に繰り延べる。)(以下「満期償還日」という。)(注4)		
利率	(1) 固定利息期間に関する適用利率 各本社債は、2014年5月27日(以下「利息開始日」という。)(同日を含む。))から、年率(未定)% (年率4.00%以上年率12.00%以下を仮条件とする。)(以下「固定適用利率」という。))で、2014年8月24日(以下「利率転換日」という。)(当該利率転換日は、固定利息期間に関する利息期間最終日となる。)(同日を含まない。))まで利息を生じる。利息は、各固定利率期間について発生する。 「固定利率期間」とは、利息開始日(同日を含む。))から利率転換日(同日を含まない。))までの期間をいう。 (2) 仕組利息期間に関する適用利率 各仕組利息期間に関する利率(以下「仕組適用利率」という。))は、以下に定めるところによるものとする。 ある仕組利息期間に関する仕組適用利率は、次のとおり算定される。 (A) 当該仕組利息期間に係る利率判定日において、計算代理人によって算定されることにより、参照為替が利率判定為替と等		

	<p>しいか、またはこれを上回る場合、適用される仕組適用利率は、年率（未定）%（年率 4.00%以上年率 12.00%以下を仮条件とする。）になる。</p> <p>(B) (A)に該当しない場合、適用される仕組適用利率は、年率 0.10%になる。</p> <p>「仕組利息期間」とは、利率転換日（同日を含む。）から初回の仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各仕組利息期間最終日（同日を含む。）から翌仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう（当該各翌仕組利息期間最終日を、関連する仕組利息期間に係る「仕組利息期間最終終了日」という。）。</p> <p>「仕組利息期間最終日」とは、2014年11月24日に開始し、2019年5月24日（同日を含む。）までの毎年2月24日、5月24日、8月24日および11月24日をいう（以下、それぞれを、「利息期間最終日」という。）。</p> <p>(3) 利払期日</p> <p>利息は、満期償還日（同日を含む。）までの毎年の利払期日（以下に定義する。）に後払いされる。「利払期日」は、各利息期間最終日とし、または当該利払期日が営業日ではない日に該当することとなる場合、当該利払期日は、営業日である翌日に繰り延べる。ある利息期間に関する利息が当該利息期間末より後に支払われることになった結果として支払われる追加の利息または他の金額は、一切ない。</p> <p>「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、サンパウロおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。（注5）</p>
<p>売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称</p>	<p>SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 (以下「売出人」という。)</p>
<p>摘要</p>	<p>その他</p> <p>本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。</p> <p>その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。</p>

(注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「発行会社」という。）のデット・イシュアンス・プログラムに基づき、2014年5月27日（ロンドン時間）に発行会社により発行される。

(注2) ユーロ市場における本社債の募集券面総額は100億円の予定であるが、需要状況を勘案した上で、2014年5月14日までに決定される予定である。なお、最終的に決定される券面額の総額および売出価額の総額は、増減することがある。

(注3) 本社債の最終償還は、満期償還日において、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、6. 償還金額の計算」に従い日本円によりなされるが、最終償還判定日における参照為替が償還判定為替を下回る場合、償還金額は、日本円とブラジルレアルの間の為替相場の影響を受ける。なお、満期償還日前の償還については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還、(3) 違法性による償還」、「2 売出しの条件、本社債要項の概要、10. 債務不履行事由」および「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件、(a) 強制早期償還事由」を参照のこと。

本注記に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」および「2 売出しの条件、本社債要項の概要、6. 償還金額の計算」の項において定義する。

(注4) 計算代理人の判断において、いずれかの強制早期償還判定日に強制早期償還事由が発生した場合、発行会社は、後記「2 売出しの条件、本社債の要項の概要、13. 通知」に従い本社債権者に対して通知を行い、また本社債の全部（一部は不可）を償還し、計算金額に相当する本社債の各元本金額が直後の強制早期償還日において額面金額で償還される。「強制早期償還事由」とは、関連する強制早期償還判定日において、参照為替が強制早期償還判定為替と等しいか、またはこれを上回ることをいう。

かかる早期償還については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件」に定義されている。

(注5) 本「利率」欄に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」において定義されている。本社債の利息に係る条件の詳細は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」を参照のこと。

(注6) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりA2、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）よりA、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本訂正発行登録書提出日（平成26年5月2日）現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本訂正発行登録書提出日（平成26年5月2日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 売出しの条件

売出価格	100万円 (額面金額の100%)	申込期間	2014年5月16日から 2014年5月26日まで
申込単位	額面100万円以上 額面100万円単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人の日本における 本店、各支店および各 営業部店ならびに(注 2)記載の金融機関お よび金融商品仲介業者 の営業所または事務所 (注3)	受渡期日	2014年5月28日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの 委託契約の内容	該当事項なし。

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたは全てを繰り下げることがある。

(注2) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

(注3) 本社債の申込みおよび払込みは、本社債の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本社債の券面の交付は行われぬ。

(注4) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人（U.S. person）に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この（注4）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人（United States person）に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この（注5）において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

本社債要項の概要

本社債の購入には、相当なリスクを伴い、本社債の購入は、本社債へ投資することによるリスクおよび利点を評価するために必要とされる金融および事業に関する事項についての知識・経験を有する投資者にのみ適合している。投資判断を行う前に、本社債の購入予定者は、本社債の性質およびリスクの負担の度合いについて理解し、かつ、自らの財務環境、財務状態および投資目的に照らして、本社債要項に記載の一切の情報を注意深く検討することを確実にしなければならない。

発行会社は、本社債に関する支払につき元利金等の上乗せをする義務はない。本社債につき支払われる金額はすべて、控除または源泉徴収により賦課、徴収または回収されるすべての性質の公租公課または政府課徴金を控除または源泉徴収して行われる（当該控除または源泉徴収が法律により要求される場合）。

1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義

(1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店を通じて行為する発行会社によって発行され、日本円（以下「利払通貨」という。）建てで額面金額100万円（以下「額面金額」という。）による総額100億円（予定）で発行される。各本社債の「計算金額」は、100万円とする。

（注）総額については、需要状況を勘案した上で2014年5月14日までに決定される予定である。なお、最終的に決定される総額は、増減することがある。

(2) 様式

本社債は、無記名式で発行され、発行時に一または複数の大券（以下、それぞれを「大券」という。）により表章される。

(3) 仮大券・交換

(a) 本社債は、当初、利札または賦札を伴わない仮大券（以下「仮大券」という。）の様式で発行される。仮大券は、利札または賦札を伴わない永久大券（以下「永久大券」という。）と交換することができる。仮大券は、本社債の当初発行日までに決済機関の共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に交付される。いずれかの本社債が仮大券により表章されている間、交換日（以下に定義する。）までに本社債について支払われるべき元本、利息（もしあれば）その他の金額は、米国財務省規則の規定により、当該本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものではない旨の（所定の様式による）証明書を決済機関が受領しており、かつ決済機関が（その受領した証明書に基づき）同様の証明書を財務代理人に付与した場合に限り、仮大券の呈示と引換えに支払われる。

(b) 仮大券は、その発行日から40日後の日（以下「交換日」という。）以後、仮大券に記載されるとおり、請求により、上記の実質所有者の証明書と引換えに（ただし、当該証明書が既に付与されている場合は、この限りではない。）、永久大券に係る権利と（無料で）交換することができる。

(c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する利息、元本その他の金額の支払を受ける権利を有しない。ただし、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に留保または拒絶されている場合はこの限りでない。

(d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を個別の確定様式による利札付の利払通貨建ての本社債（以下「確定証券」という。）と（無料で）交換することができる。かかる目的において、「交換事由」とは、①債務不履行事由（後記「10. 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続していること、②決済機関が14日間連続で休業していること（祝日、制定法上の、またはその他の理由によるものを除く。）、または業務を永久に停止する意向を発表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない

旨の通知を発行会社が受けたことまたは③発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されていた場合であれば受けなかったであろう不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「13. 通知」に従い、速やかに本社債権者に対する通知を行う。この場合、決済機関（永久大券に係る権利の保有者の指図に基づき行為する。）は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記③の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができる。当該交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

(4) 決済機関

仮大券および永久大券は、永久大券の場合、本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで、決済機関により、または決済機関のための共通預託機関により保管される。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム、ルクセンブルグ（以下「CBL」という。）およびユーロクリア・バンクS.A./N.V. ブリュッセル（以下「ユーロクリア」という。）ならびに当該資格におけるこれらの承継人のそれぞれをいう。

本社債が決済機関またはかかる決済機関のための（共通）預託機関に預託された大券により表章されている限りにおいて、決済機関の記録上、本社債の特定の元本金額を保有する者として一定期間表示される者（決済機関を除く。）は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、本社債の元本金額（この点に関して、各人の口座にある本社債の元本金額について、決済機関により発行された証書その他の書類は、明白な誤りである場合を除き、あらゆる目的において最終的なものであり、かつ拘束力を有するものとする。）を保有する者として扱われるものとする。ただし、本社債の元本金額の元本の支払または当該元本金額より生じる利息の支払に関するものを除き、同様に、関連する大券の持参人は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、関連する大券の条件に従って、当該元本金額を保有する者として扱われるものとし、また、「本社債権者」および「本社債の保有者」ならびにこれと関連する表現についても、同様に解釈されるものとする。

本社債は、伝統的な大券（以下「CGN」という。）の様式により発行され、またユーロクリアおよびCBL（以下、個別にまたは総称して、「ICSD」という。）の双方のため、共通預託機関によって保管される。

(5) 本社債権者

「本社債権者」とは、本社債との関連では本社債の保有者を意味し、大券により表章される本社債との関連では前記「(4) 決済機関」に記載されるとおりに解釈されるものとする。

2. 地位

本社債に基づく債務は、発行会社の無担保かつ非劣後の債務であり、相互に同順位であって、法律により優先される債務を除き、発行会社の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位である。

3. 利息

利息の目的で支払われるべきものとして本書に記載される金額は、本社債の取得に係る元本の利用および本社債が取得された元本よりも少ない価額で償還されることもあることの見返りの双方のための対価である。

(1) 固定利率期間に関する適用利率および利息期間

(a) 固定利息

各本社債は、2014年5月27日（以下「利息開始日」という。）（同日を含む。）から、年率（未定）%（年率4.00%以上年率12.00%以下を仮条件とする。）（以下「固定適用利率」という。）で、2014年8月24日（以下「利率転換日」という。）（当該利率転換日は、固定利息期間に関する利息期間最終日となる。）（同日を含まない。）まで利息を生じる。利息は、各固定利率期間について発生する。

「固定利率期間」とは、本「3. 利息」における相反する記載にかかわらず、利息開始日（同日を含む。）から利率転換日（同日を含まない。）までの期間をいい、本「3. 利息」も同様に解釈されるものとする。本社債の目的において、各固定利率期間は固定利息期間となる。

(b) 利息金額

各利払期日に支払われるべき当該利払期日（同日を含まない。）に終了する固定利息期間に関する利息の金額は、計算金額当たり（未定）円（1万円以上3万円以下を仮条件とする。）（以下「固定利息金額」という。）に相当する。

固定利息期間以外のある期間に関する利息を計算する必要がある場合、当該期間に関する計算金額について支払われるべき利息の金額は、固定適用利率および日割計算端数（以下に定義する。）を計算金額に乗じることによって計算される。

「日割計算端数」とは、固定利息期間について、以下の算式に基づき固定利息期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記における記号の意義は、次のとおりである。

「 Y_1 」は、固定利息期間の初日が属する年を数値で表わしたものである。

「 Y_2 」は、固定利息期間の最終日の翌日が属する年を数値で表わしたものである。

「 M_1 」は、固定利息期間の初日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 M_2 」は、固定利息期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 D_1 」は、固定利息期間の最初の暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31である場合、 D_1 は30とする。

「 D_2 」は、固定利息期間の最終日の翌暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31であり、かつ D_1 が29より大きい場合、 D_2 は30とする。

(2) 仕組利息期間に関する適用利率および利息期間

(a) 利息

各本社債は、利率転換日（同日を含む。）から利息を生じる。利息は、各仕組利息期間について発生する。

「仕組利息期間」とは、利率転換日（同日を含む。）から初回の仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各仕組利息期間最終日（同日を含む。）から翌仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう（当該各翌仕組利息期間最終日を、関連する仕組利息期間に係る「仕組利息期間最終終了日」という。）。

(b) 利息金額

ある仕組利息期間に関して各額面金額について支払われるべき利息の金額（以下、そのそれぞれを「仕組利息金額」という。）は、計算代理人によって計算され、いずれも当該仕組利息期間に関する(a)額面金額、(b)適用利率および(c)日割計算端数の積に相当する金額であって、当該金額を利払通貨の単位未満で四捨五入して利払通貨の単位まで算出するものとする。

(c) 仕組適用利率

後記「(5) 利息の発生」に従い、各仕組利息期間に関する利率（以下「仕組適用利率」という。）は、以下に定めるところによるものとする。

ある仕組利息期間に関する仕組適用利率は、次のとおり算定される。

(A) 当該仕組利息期間に係る利率判定日において、計算代理人によって算定されるところにより、参照為替が利率判定為替と等しいか、またはこれを上回る場合、適用される仕組適用利率は、年率（未定）%（年率4.00%以上年率12.00%以下を仮条件とする。）になる。

(B) (A)に該当しない場合、適用される仕組適用利率は、年率0.10%になる。

本社債の目的において、各仕組適用利率は適用利率となる。

上記(A)項が適用になる場合、計算金額に相当する本社債の各元本金額および関連する仕組利息期間に関する利息金額は、(未定)円(1万円以上3万円以下を仮条件とする。)となり、また上記(B)項が適用になる場合、計算金額に相当する本社債の各元本金額および関連する仕組利息期間に関する利息金額は、250円となる。

「BRL」とは、ブラジルレアルをいう。

「参照為替」とは、関連する日のサンパウロ時間午後1時15分頃におけるPTAX日本円レートの売値と買値の算術平均の逆数をいい、その日本円PTAXレートは、取引コードPTAX 800(「Consulta de Cambio」または「為替相場照会」)、オプション5、「Venda」(「Cotacões para Contabilidade」または「会計目的相場」)の下、SISBACENデータ・システムにおいてブラジル中央銀行によって報告され、また、ブルームバーグ・ページ「BZFXJPY Index」または当該相場を表示する目的における後継のページで見られる1日本円当たりブラジルレアルの数として表示される日本円・ブラジルレアル商業相場である。かかる逆数は、小数第2位未満を四捨五入して、小数第2位まで算出する。

「価格参照元障害」とは、関連する日において、(a)計算代理人が、ブルームバーグページ<BZFXJPY><INDEX>またはブラジル中央銀行のウェブサイト(<http://www.bcb.gov.br/?english>) (またはかかるサービスにおいてブラジル中央銀行またはブルームバーグのこれに代わるページ)におけるPTAX日本円レートを何らかの理由で利用できないと決定した場合または(b)PTAX日本円レートが利用可能であるが、BRL12(以下に定義する。)が利用可能であり、かつ、計算代理人が決定するところにより、PTAX USDレート(以下に定義する。)の売値および買値の算術平均値とBRL12の差が関連するBRL12の3%以上である場合をいう。

計算代理人によって決定されるところにより、価格参照元障害が発生した場合、計算代理人は参照為替を以下の算式に従って決定する。

参照為替=米ドル円参照レート / BRL12(ただし、小数第2位未満を四捨五入して小数第2位まで算出する。)

しかしながら、計算代理人の決定において参照為替を算定することが不可能または実務上不可能である場合、商業上合理的な方法で行う計算代理人は、その単独の裁量において誠実に参照為替を決定する。

BRL12は、PTAX日本円レートが参照できなくなった日と同日に利用可能でないことがある。結果として、その場合には、計算代理人による参照為替の算定が唯一の有効な代替的措置となる。

「BRL12」とは、午後3時45分前後(サンパウロ時間)またはその後可及的速やかにEMTA(以下に定義する。)のウェブサイト(www.emta.org)で公表される2営業日後の決済のための1米ドル当たりブラジルレアルの数値として表示される米ドル換算のための米ドルブラジルレアル特定レートである、EMTAブラジルレアル産業調査レートをいう。BRL12は、EMTAブラジルレアル産業調査方法論(EMTAブラジルレアル産業調査レートを決定する目的で米ドルブラジルレアル直物レート市場に活発に参加しているブラジルの金融機関の集中的産業調査のための2004年3月1日付方法論(改定済)をいう。)に従ってEMTAにより計算される。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーションを意味する。

「PTAX USDレート」とは、取引コードPTAX 800(“Consultas de Cambio”または為替相場照会)のOption 5(“Cotacões para Contabilidade”または会計目的相場)としてSISBACENデータ・システム上に午後1時15分前後(サンパウロ時間)にブラジル中央銀行が記録し、ブルームバーグページ<BZFXPTAX><INDEX>(または当該サービスにおいてブラジル中央銀行またはブルームバーグのこれに代わるページ)に表示される1米ドル当たりのブラジルレアルの数値として表示される米ドルブラジルレアル商業レートをいう。

「米ドル円参照レート」とは、午後4時前後(ニューヨーク時間)またはその後可及的速やかにロイタースクリーン「JPNW」(または当該サービスにおいてこれに代わるページ)に表示される売レートおよび買レートの仲値として計算代理人が算定する、1米ドル当たり日本円の数値として表示される米ドル円為替直物相場仲値をいう。

「基準為替」は、発行日における参照為替をいう。

「利率判定為替」は、基準為替から9.00円を控除したものである。

「利率判定日」とは、適用ある仕組利息期間最終日の15営業日前の日をいう。

(d) 適用利率および利息金額の通知

計算代理人は、各仕組利息期間に関する適用利率および各利息金額を、これらの算定後可能な限り速やかに後記「13. 通知」に従い発行会社および本社債権者に対して通知させ、また本社債が随時取引または上場を承認された証券取引所の規則により必要とされる場合において、これらの算定後可能な限り速やかに当該証券取引所に対して通知させる。上記のとおり通知された各利息金額および利払期日は、仕組利息期間の延長または短縮の場合において、通知なくして事後に修正されることがある（または調整の方法によって適切な代替の取決めがなされることがある。）。当該修正は、後記「13. 通知」に従い、関連する決済機関、その時点において本社債の取引または上場が承認されている証券取引所および本社債権者に対して直ちに通知される。

(e) 算定は拘束力を有する

計算代理人によって本「3. 利息」の規定の目的において付与され、表明され、行われ、または取得されたすべての証明、通信、意見、算定、計算、見積りおよび決定は、（明白な誤りがない限り）発行会社、財務代理人、支払代理人および本社債権者を拘束するものとする。

(f) 利息の発生

各本社債は、償還の期日の前日が経過した後は利息を生じない。ただし、元本の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りではない。発行会社が期日に各本社債の償還を怠った場合、利息は、償還の期日（同日を含む。）から、(i) 当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日および(ii) 当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人により受領された日から5日後のいずれか早い方の日（同日を含まない。）まで、当該本社債の元本金額の残高に対し、最後の仕組利息期間について適用ある適用利率で発生し続けるものとする。

(g) 変動利率および他の可変の利率の本社債に対して適用ある定義

「日割計算端数」とは、ある仕組利息期間について、以下の算式に基づき仕組利息期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記における記号の意義は、次のとおりである。

「 Y_1 」は、仕組利息期間の初日が属する年を数値で表わしたものである。

「 Y_2 」は、仕組利息期間の最終日の翌日が属する年を数値で表わしたものである。

「 M_1 」は、仕組利息期間の初日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 M_2 」は、仕組利息期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 D_1 」は、仕組利息期間の最初の暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31である場合、 D_1 は30とする。

「 D_2 」は、仕組利息期間の最終日の翌暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31であり、かつ D_1 が29より大きい場合、 D_2 は30とする。

「仕組利息期間」とは、利率転換日（同日を含む。）から初回の仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各仕組利息期間最終日（同日を含む。）から翌仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう（当該各翌仕組利息期間最終日を、関連する仕組利息期間に係る「仕組利息期間最終終了日」という。）。

「仕組利息期間最終日」とは、2014年11月24日に開始し、2019年5月24日（同日を含む。）までの毎年2月24日、5月24日、8月24日および11月24日をいう（以下、それぞれを、「利息期間最終日」という。）。

(3) 利払期日

利息は、満期償還日（後記「5. 償還、(1) 満期償還」に定義する。）（同日を含む。）までの毎年の利払期日（以下に定義する。）に後払いされる。「利払期日」は、各利息期間最終日とし、または当該利払期日が営業日ではない日に該当することとなる場合、当該利払期日は、営業日である翌日に繰り延べる。ある利息期間に関する利息が当該利息期間末より後に支払われることになった結果として支払われる追加の利息または他の金額は、一切ない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、サンパウロおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(4) 計算および算定

本「3. 利息」において別途指定する場合のほか、本「3. 利息」に基づきなされるすべての計算および算定は、計算代理人によって行われるものとする。計算代理人は、適用利率が算定されるべき各時点の後実務上可能な限り速やかに適用利率を算定する。

(5) 利息の発生

各本社債は、償還の期日の前日が経過した後は利息を生じない。ただし、元本の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りではない。発行会社が期日に各本社債の償還を怠った場合、利息は、償還の期日（同日を含む。）から、(i) 当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日および(ii) 当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人により受領され、および後記「10. 債務不履行事由」に従いその旨の通知が本社債権者に対して付与された日から5日後のいずれか早い方の日（同日を含まない。）まで、当該本社債の元本金額の残高に対し、最後の利息期間について適用ある適用利率で発生し続けるものとする。

4. 支払

(1) (a) 元本の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債に関する元本は、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および（一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われるものとする。元本の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の元本は、財務代理人または米国外のその他の支払代理人に対する関連する確定証券の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われるものとする。

(b) 利息の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所において大券の呈示と引換えに支払われるものとする。利息の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所または米国外のその他の支払代理人の指定事務所において関連する利札の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われ、利札が発行されていない場合または利払の予定日以外の履行期の到来した利息の場合、関連する確定証券の呈示と引換えに支払われるものとする。

(c) 利札の引渡し

利札を付して交付された各本社債は、本社債に関する期限未到来のすべての利札とともに最終償還のために呈示され、（償還金額の一部支払の場合を除き）引き渡されなければならない、これを怠った場合、期限未到来の不足利札の金額（または、全額が支払われない場合、未払いの償還金総額に対する支払償還金額の割合に応じた当該不足利札の金額分）が最終償還時に不足していなければ支払われた金額から差し引かれる。期限未到来の利札が付されていないか、または引き渡されていない確定証券が支払のために呈示されたときに、上記に従い減額すべき金額が減額がなかったとすれば支払われるべき償還金額を上回るような満期の日および利率を付

して本社債が発行されている場合、当該確定証券の償還期日をもって、期限未到来の利札（本社債に付されているかどうかは問わない。）は、上記に従い減額すべき金額が減額がなければ支払われるべき金額を上回らない金額となるように、無効となるものとする（また、かかる利札についての支払は行われない。）。前記規定の適用により、確定証券に関連する期限未到来の利札の一部（全部ではない。）を無効とする場合、関連する支払代理人は、期限未到来の利札のいずれを無効とするのかを決定するものとし、また、この目的のために履行期日が遅い利札を履行期日が早いものより優先して選択するものとする。

(2) 支払方法

適用ある財政および他の法令に従い、本社債について支払期日の到来した金額の支払は、利払通貨の国の主要な金融中心地にある銀行において振り出される当該利払通貨によって支払われるべき小切手または、受取人が選択した場合、当該金融中心地にある銀行において受取人により開設された当該利払通貨建ての口座（日本の非居住者に日本円で支払う場合、非居住者口座であるものとする。）への振込によって、自由に流通および交換が可能な通貨をもって行われるものとする。

(3) 米国

前記「1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義、(3) 仮大券・交換」および本「4. 支払」の目的において、「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）および属領（プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。）をいう。

(4) 免責

本社債が大券により表章されている限り、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本金額の実質所有者として表示される者は、発行会社が当該大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、決済機関のみに対して請求しなければならない。確定証券の場合、発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

(5) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債権者は、その翌支払営業日まで関連する場所で支払を受けることができず、当該遅延について付加的な利息その他の支払を受けることができない。

かかる目的において、「支払営業日」とは、(a) ロンドン、ニューヨーク、サンパウロおよび東京、(b) 利払通貨の国の主要な金融中心地ならびに（確定証券の場合に限り）(c) 支払呈示場所において、決済機関が営業を行い、および支払を決済し、ならびに商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(6) 元本および利息の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額その他本社債に基づきまたはこれに関して支払われるべき金額を含むものとみなされるものとする。

5. 償還

(1) 満期償還

計算金額に相当する本社債の各元本金額は、2019年5月24日（または当該日が営業日ではない日に該当することとなる場合、満期償還日は、営業日である翌日に繰り延べる。）（以下「満期償還日」という。）に、償還金額（後記「6. 償還金額の計算」の項において定義する。）により償還されるものとする。

(2) 早期償還金額

後記「(3) 違法性による償還」および「10. 債務不履行事由」の目的において、計算金額に相当する本社債の各元本金額に関する早期償還金額（以下「早期償還金額」という。）は、1円未満を四捨五入し1円単位まで算出した日本円による金額であって、計算代理人によって計算されるゼロを下回らないものであって、以下に掲げるものに相当する。

(i) 強制早期償還事由の目的において、100万円。

(ii) それ以外の場合、(x) 違法性による償還の場合においては償還の期日の直前2営業日前または(y) 債務不履行事由の後の償還の場合においては本社債の償還の期日における当該本社債の公正市場価値に対して、該当する場合には、違法性を斟酌し、早期償還解消費用を控除した額であり、すべて計算代理人が適切であるとみなす要素を参照して計算代理人によって算定されることによる。

債務不履行事由の後に本社債の公正市場価値を算定する目的において、発行会社の財政状態は、斟酌されないものとし、これは、本社債に関する同社の債務を完全に履行することができるものと推定されるものとする。

(3) 違法性による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行または発行会社の債務をヘッジするための取決めが政府、行政、立法もしくは司法の当局もしくは権力の適用ある現在もしくは将来の法律、規則、規制、判決、命令または指令を遵守した結果により、またはこれらの解釈により、全部または一部において、不法、違法もしくはその他禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債権者に対して、後記「13. 通知」に従い、10日以上30日以下の通知（かかる通知は撤回不能とする。）をすることにより、かかる通知の期間の経過をもって、本社債の全部（一部は不可）を償還することができ、本社債は、早期償還金額により償還される。

(4) 定義

本項の目的において、「早期償還解消費用」とは、計算代理人により決定される、本社債の償還および関連するヘッジまたは関連する取引のポジションの終了、決済または再建玉に関して発行会社が負担した一切の経費、費用（資金調達の損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額であり、当該金額は、計算金額に相当する本社債の各元本金額に対して比例按分される。

6. 償還金額の計算

計算金額に相当する本社債の各元本金額に関する「償還金額」は、1円未満を四捨五入し1円単位まで算出した日本円による金額であって、計算代理人によって計算されるゼロを下回らないものであって、以下に掲げるものに相当する。

(A) 最終償還判定日における参照為替が償還判定為替と等しいかまたはこれを上回る場合、償還金額は、計算金額当たり100万円になる。

(B) (A) に該当しない場合、償還金額は、次のとおり算定されるものとする。

$100\text{万円} \div \text{基準為替} \times \text{最終償還判定日の参照為替}$

上記において、「償還判定為替」とは、基準為替から13.00円を控除したものである。

「最終償還判定日」とは、満期償還日の15営業日前の日をいう。

7. 代理人

(1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人： ドイツ銀行ロンドン支店
連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
(以下「財務代理人」という。)

支払代理人： ドイツ銀行ロンドン支店
連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
(以下「支払代理人」という。)

財務代理人は、計算代理人（以下「計算代理人」という。）を兼務する。

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、各々の事務所を他の事務所に変更する権利を常に留保している。

(2) 選任の交代または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、他の財務代理人、他のもしくは追加の支払代理人または他の計算代理人を選任する権利を留保している。発行会社は、常に (a) 財務代理人および (b) 計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に対して行うことにより、その効力を生じる（倒産の場合を除く。この場合、直ちに効力を有するものとする。）。

(3) 発行会社の代理人

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対して義務を有するものではなく、本社債権者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。代理契約には、これらの代理人の吸収合併の相手方もしくは再編の相手方、新設合併の相手方または資産の全部もしくは実質的全部の譲渡先である企業が、かかる代理人の承継人となることを認める条項が存在する。

8. 税務

本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課、徴収または収納されるあらゆる性質の公租公課または政府の手数料の控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条 (b) に規定する合意に基づく場合またはその他内国歳入法典の第1471条から第1474条までおよび同条に基づく規則もしくは合意もしくは同条の公式解釈（以下、総称して「FATCA」という。）に基づきもしくはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づき徴収される場合を含む。）によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

9. 時効

(1) 時効

本社債および利札は、元本の場合は該当日から10年以内に、利息の場合は該当日から5年以内に支払のために呈示されなかった場合には、無効となる。

(2) 交換

本社債および利札を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、請求者がこれにより生じた経費および費用を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債および利札は、新たな社債および利札が発行されるまでに提出されなければならない。

本「9. 時効」の目的において、「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払われるべき金額の全額が履行期までに財務代理人により受領されていない場合には、支払金額の全額が適式に受領され、後記「13. 通知」に従い、発行会社により本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

10. 債務不履行事由

(1) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生した場合には、本社債権者は、保有する本社債の期限の利益の喪失を宣言し、早期償還金額（前記「5. 償還、(2) 早期償還金額」に定義する。）により直ちに償還するよう請求する権利を有する。

- (a) 発行会社に関連する期日から30日以内に元本または利息の支払を怠った場合。
- (b) 発行会社の本社債につき発生するその他の債務を適式に履行することを怠り、当該不履行につき財務代理人が本社債権者からの通知を受領した後60日を経過した後も当該不履行が継続している場合。
- (c) 発行会社とその金融債務を満足させる能力に欠けていることを発表した場合または支払を停止した場合。
- (d) ドイツの裁判所が発行会社に対する倒産手続を開始した場合。

本社債の期限の利益の喪失の宣言は、その宣言前に債務不履行事由が治癒した場合には、行うことができない。

(2) 定足数

上記(1)(b)に規定する事由について本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知は、当該通知の受領時点において、本社債権者に対して本社債権者の本社債の期限の利益の喪失を宣言させる権利を付与する前記(1)の(a)、(c)または(d)に規定するいずれかの事由が発生していない限り、財務代理人が発行済の本社債の元本金額の10分の1以上の本社債権者から当該通知を受領した場合にのみ有効となる。

(3) 通知の様式

本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知を含む前記(1)に基づく通知は、財務代理人に対し、宣言書を手交する方法または書留郵便で送付する方法により行うものとする。

11. 発行会社または支店の交替

(1) 交替

以下に掲げる場合、発行会社（または以前に発行会社の地位を交替した会社）は、本社債の元本または利息の支払に不履行がない場合、本社債権者の承諾なくして、いつでも、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社（以下「承継債務者」という。）を主たる債務者として交替させることができる。

- (a) 承継債務者が、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する支払債務を全額引き受ける場合。
- (b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得しており、かつ財務代理人に対し、本社債に基づき発生する債務の支払または交付を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金することができる場合。
- (c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債権者のため、本社債に関する承継債務者により支払われるべき全額の支払を保証する場合。

発行会社は、本社債権者に対して、後記「13. 通知」に従い通知することにより、本社債のために行為する支店を変更する権利を有するものとし、当該通知を行う前に変更が行われていない場合には、当該変更日を当該通知に明記するものとする。

(2) 通知

発行会社または支店の交替についての通知は、後記「13. 通知」に従い公表される。

(3) 記述の変更

当該交替の場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以後、承継債務者を指し、発行会社の税務上の目的における住所国または居住国に関する記述は、その時点以後、承継債務者の税務上の目的における住所国または居住国を指すものとみなす。また、当該交替の場合、前記

「10. 債務不履行事由、(1) 債務不履行事由」に掲げる(c)および(d)においては、前記「11. 発行会社または支店の交替、(1) 交替」における保証に基づき発行会社が保証人としての債務に関して、発承継債務者に関する記述に加えて、発行会社に関する記述が含まれるものとする。

12. 追加発行および買入れ

(1) 追加発行

発行会社は、発行済の本社債とともに単一のシリーズを構成するように、随時、本社債権者および利札保有者の承諾なくして、あらゆる点において（または発行日、金額およびその利息の最初の支払の日ならびに／または発行価格を除くあらゆる点において）本社債と同一の条件を有する追加の社債を発行することができる。

(2) 買入れおよび消却

発行会社は、随時、公開市場においてまたはその他の方法により、本社債を買入れることができる。発行会社を買入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に引き渡すことができる。

13. 通知

(1) 公告

前記「10. 債務不履行事由、(3) 通知の様式」において定めるところに従い、本社債に関する一切の通知は、後記「(2) 決済機関に対する通知」に従い、ドイツ連邦電子版官報（elektronischer Bundesanzeiger）およびロンドンにおけるファイナンシャル・タイムズ紙と想定されるロンドンの主要な一般に購読されている日刊紙上で公告されるものとする。そのように付与された通知は、当該公告の日（または、複数回公告された場合は、当該最初の公告の日）において有効になされたものとみなされる。

(2) 決済機関に対する通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券が一括して決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債権者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。当該決済機関に対する通知は、前記「(1) 公告」に基づく公告に代替する。当該通知は、決済機関に対して行った通知の日付にて本社債の保有者に対してなされたものとみなされるものとする。

14. 1999年契約法（第三者の権利法）

本社債の条項を執行するため、1999年契約法（第三者の権利法）に基づく権利は、何人に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能なあらゆる者のいずれの権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

15. 社債権者集会

代理契約には、本社債、利札または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社により、または該当する時点で発行済の本社債の元本金額の10%以上を保有する本社債権者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債券者集会の定足数は、該当する時点で発行済の本社債の元本額の50%以上を保有または代理する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有され、または代理される本社債の元本額とは関係なく、本社債権者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債または利札に関する一定の条項の変更（①本社債の満期償還日もしくは本社債の利息の支払日の変更、②元本もしくは本社債に関して支払われるべき利率の減額もしくは消却、または③本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）が議案に含まれる社債権者集会において、定足数は、該当する時

点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の1以上を保有する1名以上の者である。社債権者集会で可決された特別決議は、すべての本社債権者（当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらず。）および利札保有者を拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者または利札保有者の承諾を得ずに以下の変更を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益を損なわない本社債、利札または代理契約の変更（上記のものを除く。）。
- (b) 本社債、利札または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更または明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するため、もしくは法律上の強行規定を遵守するためになされる変更。

当該変更は、本社債権者または利札保有者を拘束するものであり、前記「13. 通知」に従い、変更後可及的速やかに本社債権者および利札保有者に通知される。

16. 準拠法および裁判管轄

(1) 準拠法

約款捺印証書、本社債および利札ならびにこれらに基づき、またはこれらに関連して発生する一切の契約外債務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

(2) 裁判管轄

(i) 後記16(2)(iii)に従い、英国の裁判所は、本社債および利札に基づき、またはこれらに関して発生する一切の紛争（これらの存否、有効性、解釈、履行、違反もしくは終了またはそれらの無効の帰結についての一切の紛争およびこれらに基づき、またはこれらに関して発生する契約外債務に関する一切の紛争を含む。）（以下「紛争」という。）を解決する専属的管轄を有しており、ならびに、これにより、発行会社およびいずれかの本社債権者または利札保有者は、それぞれいずれかの紛争に関連して、英国の裁判所の専属的管轄に服している。

(ii) 本16(2)の目的において、いずれかの紛争を解決するのに不便宜または不適切な法廷地であるとの理由により、英国の裁判所に対する異議申立てを、発行会社は、放棄している。

(iii) 法律によって認められている限りにおいて、本社債権者および利札保有者は、いずれかの紛争に関して、(i)管轄を有する他の裁判所における手続および(ii)複数の管轄地における併行した手続を提起することができる。

(3) その他の書類

発行会社は、約款捺印証書において、上記と実質的に類似の条件で、英国裁判所を管轄裁判所としている。

17. その他の最終条件

(a) 強制早期償還事由

計算代理人の判断において、いずれかの強制早期償還判定日に強制早期償還事由が発生した場合、発行会社は、前記「13. 通知」に従い本社債権者に対して通知を行い、また本社債の全部（一部は不可）を償還し、計算金額に相当する本社債の各元本金額が直後の強制早期償還日において額面金額で償還される。

上記における用語の意義は、それぞれ以下のとおりである。

「強制早期償還事由」とは、関連する強制早期償還判定日において、参照為替が強制早期償還判定為替と等しいか、またはこれを上回ることをいう。

「強制早期償還判定為替」とは、基準為替をいう。

「強制早期償還判定日」とは、適用ある強制早期償還日の15営業日前の日をいう。

「強制早期償還日」とは、2014年8月24日に開始し、2019年2月24日（同日を含む。）までの各利払期日をいう。

(b) 計算代理人

本社債に基づく計算代理人による金額もしくは状態、状況、事由もしくは他の事項の決定または計算代理人によって決定、形成もしくは行使されることが必要もしくは許容されている意見の形成、もしくは裁量の行使は、(明白な誤りがない限り)最終的であり、かつ発行会社および本社債権者を拘束するものとする。計算代理人がいずれかの決定を行う必要がある場合は常に、同社は、とりわけ解釈および法的解釈の問題を決定することができる。本社債に基づくその義務を履行するに当たって、計算代理人は、その単独かつ絶対の裁量において行為するものとする。同社によるいずれかの者に対する通知の付与を含む(ただし、これに限られない。)本社債に基づく同社の債務または裁量のいずれかの履行または行使における計算代理人による遅滞、遅延または差し控えは、当該債務または裁量の後の履行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、また計算代理人および発行会社はいずれも、故意の非行行為および重過失がない限り、当該遅滞、遅延または差し控えに関する、またはこれらの帰結による一切の責任を負わないものとする。

リスク要因

発行会社は、以下に記載するリスク要因が本社債への投資に伴う主要なリスクを代表するものと考えているが、他の理由により、発行会社が利息、元本もしくは他の金額の支払をすることができなくなり、または本社債に基づき、もしくは関連する引渡義務を履行することができなくなる事態が発生することがあり、また、本社債に関連する市場リスクにとって重要な他の要因が存在することもある。

投資予定者は、本社債への投資が自身の固有の状況にふさわしいかどうかを判断すべきである。

本社債に関するリスク要因は、以下のように分類される。

- (1) 発行会社に関するリスク要因。
- (2) 本社債に関するリスク要因。かかるリスク要因には以下が含まれる。
 - (a) 本社債の一定の特徴に関するリスク要因。
 - (b) 社債一般に関するリスク要因。
 - (c) 市場一般および、該当する場合には、特定の種類の本社債にのみ関連して生じることがある特定の事象に関するリスク要因。

本社債が償還されるまでの間、上記各項目に規定されるリスクは、異なる時点および異なる期間において、本社債に影響を及ぼす。本社債は、時間の経過とともに変動するリスクの性質を有している。投資予定者は、本社債のリスクの性質が自身の投資ポートフォリオ全般にどのように影響するか、さらに検討し理解するために、専門の金融アドバイザーによる助言を求めべきである。

複数のリスク要因が、本社債に対して同時に影響を及ぼす可能性があり、それゆえ特定のリスク要因の影響について予測することができないことがある。さらに、複数のリスク要因が予測することができない複合的な影響をもたらすこともある。リスク要因の組合せが本社債の価格に及ぼす影響について、一切保証することはできない。

以下に記載の一または複数のリスクが生じた場合、本社債の価格が大幅に下落し、または、最悪の場合、投資者が投資した利息および投資元本のすべてを失う可能性がある。

本社債が一または複数の参照項目(対象となる株式、指数、インフレーション率、為替、商品、ファンドの受益証券もしくは投資証券、信用リスクまたは他の項目のそれぞれをいう。)に連動する場合、本社債に対する投資は、当該参照項目の価値の潜在的な変動の方向、時期および規模ならびに/または当該参照項目の組み合わせもしくは計算方法を評価した後にのみ行われるべきである。これは、当該投資のリターンがとりわけ当該変動に依るためである。

本項において用いられ、別途定義されていない用語は、前記「本社債要項の概要」において定義されたところと同一の意義を有するものとする。

発行会社に関するリスク要因

本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響する要因

ドイツ銀行により発行される債務証券（証書を含む。）およびマネー・マーケット・ペーパーへの投資には、ドイツ銀行が当該証券の発行により生じた義務を関係する支払期日に履行することができないというリスクを伴う。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーの発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債務者および／または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、S&P、ムーディーズおよびフィッチ（以下「格付機関」と総称する。）から格付を取得している。

各格付機関は、欧州共同体（EC）において設立され、信用格付機関に関する2009年9月16日付欧州議会および理事会規則（EC） No 1060/2009（その後の改正を含む。）に登録されている。これらの格付機関は、上記規則に基づき、欧州証券市場監督局のホームページにおいて、同監督局が公表する信用格付機関のリストに含まれている。

本書の日付現在、格付機関により債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーに割り当てられた格付は以下の通りである。

ムーディーズ	長期格付A2
	短期格付P-1
見通し	ネガティブ

ムーディーズの定義：

A2： Aの格付を付与された債務は、中級の上位で、信用リスクが低いと判断されている。ムーディーズによる長期格付は、最高の信用力および最低の信用リスクを反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された種類の債券であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-1： プライム1の格付を付与された発行体は、短期債務の返済能力が優れている。ムーディーズによる短期格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。

S&P 長期格付A
短期格付A-1
見通し ネガティブ

S&Pの定義：

A： S&Pは、Aの格付を、上位の格付の債務に比べ、環境および経済状況の変動からやや悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。S&Pによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) または(-) の記号を追記し、調整されることがある。

A-1： A-1の格付を付与された債務は、S&Pによる最上級の категорияの格付を付与されている。債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、高い。S&Pによる短期格付は、最高の信用力を反映する「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。

フィッチ 長期格付A+
短期格付F1+
見通し ネガティブ

フィッチの定義：

A+： 「A」の格付は、デフォルト・リスクが低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は高いと想定されるが、経営または経済環境の悪化がこの能力に及ぼす影響は、上位格付の場合より大きくなり得る。フィッチによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」ならびに債務者が債務の全部または一部の支払不能となっていることを反映する「DDD」、「DD」および「D」の範囲に渡っていくつかの categoriaに分類される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) または (-) の記号を追記されることがある。かかる付加記号は「AAA」の categoria、または「CCC」以下の categoriaには付記されない。

F1+： F1の格付は、財務的コミットメントの適時の支払能力が非常に高いことを示している。非常に高い信用特性を示すため、プラス (+) の記号が追記されることがある。フィッチによる短期格付は、最高の信用力を反映する「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」および支払不履行に実際に陥っているか、または切迫していることを示す「D」の範囲に渡っていくつかの categoriaに分類される。

本社債に関するリスク要因

発行会社は、以下に掲げる要因が、本社債要項に基づき発行される本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響することがあり、および／または本社債に関連する市場リスクを評価する目的において重要なものであると考えている。これらのすべての要因が発生するか否かは偶発的なものであり、発行会社は、当該偶発的な要因の発生の可能性につき見通しを表明する立場にはない。

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない。本社債の各投資予定者は、各自の状況を考慮して投資に適合性があるか、判断しなければならない。特に、本社債の各投資予定者は、以下に掲げることを満たすべきである。

- (a) 本社債、本社債への投資による利点・リスクおよび本書に含まれまたは本書が参照すべきものとしている情報の有意義な評価を行うために十分な知識と経験を有していること。
- (b) 本社債への投資および本社債が投資者の投資ポートフォリオ全般に対して及ぼす影響を、各自の財務状況に関連付けて評価するための適切な分析ツールを利用でき、かつかかる分析ツールの知識を有していること。
- (c) 本社債への一切の投資リスクに耐えることができる十分な財源および流動性を有していること。
- (d) 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。
- (e) 投資者による投資および適用あるリスクを負担する能力に対して影響を与える可能性のある経済、金利およびその他の要因について可能性のあるシナリオを（独自に、または財務アドバイザーの助言を得て）評価することができること。

利息および償還

以下のリスク要因は、本社債要項において詳述する利息および償還規定に関連する主なリスクを示している。

利息

固定金利

固定金利を生み出したまたは支払う本社債は、特定の利払期日において固定利率による利息を支払い、または一定の条件が成就した場合において固定額の利息を支払うことができるものである。固定利付債券である本社債に投資する投資者は、市場金利が上昇し、投資者が受け取る固定額の利息が仮に変動利付の社債に投資していたとすれば受け取っていたはずの利息よりも少額となる可能性があるというリスクの影響を受ける。投資予定者が他の商品に投資することによってより高いリターンを達成できると考えた場合には、固定利付債券である本社債の市場価額は減少することとなる。投資者が満期まで固定金利を生み出す本社債を保有している場合、満期償還日が近づくにつれ、市場金利の変動と価額の関連は薄くなる。

変動利息および他の可変の利息

変動利息または他の可変の利息を伴い、またはこれを支払う本社債は、特定の利払期日において、変動する金額の利息を支払い、または一定の条件の成就によりこれを支払うことがある。変動利息または他の可変の利息を伴い、またはこれを支払う本社債は、不安定な投資対象となる可能性がある。変動利息または他の可変の利息を伴い、またはこれを支払う本社債を購入する投資者は、変動する利率およびこれによる変動する利息金額のリスクの影響を受ける。変動利率または他の可変の利率の有価証券が乗数もしくは他のレバレッジ係数、もしくは上限もしくは下限、またはこれらの特徴の組み合わせを含むように仕組まれた場合、かかる有価証券の市場価値は、これらの特徴を含まない有価証券の市場価値よりもより不安定になることがある。

変動利付きの本社債または他の可変の利付きの本社債は、利息の金額の上限に従うことがあり、これにより投資者が受け取ることができる利息の金額の総額が限定されることがある。

償還

本社債は、満期償還のこともあれば満期前に早期償還されることもある（前記「本社債要項の概要、5. 償還、(3) 違法性による償還」、「本社債要項の概要、10. 債務不履行事由」および「本社債要項の概要、17. その他の最終条件、(a) 強制早期償還事由」参照。）。投資者が受領する償還金額ま

たは早期償還金額（場合による。）は、（i）額面、（ii）額面未満または（iii）額面超のいずれかになることがある。

参照項目

本社債は、支払われるべき利息の金額または償還により支払われるべき金額が、参照項目に連動して発行されることがある。かかる本社債は、参照基準をもとにその価値の一部または全部が算出される。

参照項目に連動した本社債の購入または投資には、相当なリスクを伴う。かかる本社債は、伝統的な債務証券ではなく、投資予定者が本社債への投資を行う前に明確に理解すべき様々な特有の投資リスクを伴う。本社債の投資予定者は、本書を検討し、当該本社債に類似の特徴を有する有価証券を熟知しており、本社債要項および損失リスクの影響の性質および程度について理解すべきである。

当該本社債に対して投資することにより、各投資者は、以下に掲げる事項を表明する。

- (a) 依拠しないこと。
投資者は、自己の計算において行為し、ならびに本社債に対して投資することならびに投資者自身の判断および投資者が必要であるとみなした顧問からの助言により、投資者にとって本社債に対して投資することが適当または適切であるか否かについて、投資者自身の独立した判断を行ったこと。投資者は、発行会社の連絡（書面によるか口頭かを問わない。）を、投資助言または本社債に対して投資することの推奨として依拠しておらず、本社債の要項に関連する情報および説明が投資助言または本社債に対して投資することの推奨とみなされるものではないことを理解していること。発行会社から受領した連絡（書面によるか口頭かを問わない。）は、本社債に対する投資の想定される結果についての保証とは一切みなされるものではないこと。
- (b) 評価および理解
投資者は、（独力で、または独立した専門家の助言を通じて）本社債に対して投資することの利点を評価し、およびこれを理解することが可能であり、ならびに本社債に対して投資することの要項およびリスクを理解および受諾していること。投資者はまた、本社債に対して投資することのリスクを引き受けることが可能であり、かつこれを引き受けること。
- (c) 当事者の地位
発行会社は、本社債に対する投資に関して、投資者に対して受託者または顧問として行為することはしないこと。

発行会社は、支払われるべき利息または元本の金額が為替相場の変動および／または元本もしくは利息の支払が本社債が表示される通貨とは異なる一以上の通貨によって支払われる状況に依拠する本社債を発行することがある。

発行会社はまた、支払われるべき利息または元本の金額が複数の参照項目に依拠する本社債も発行することがある。

本社債の投資予定者は、本社債要項に基づき、(a) 利息もしくは元本が全く受領できないか、または限られた金額になることがあること、(b) 利息または元本の支払が、予定とは異なる時期または通貨で行われることがあること、および(c) 償還によりその投資額の全部または相当部分を失うことがあることを、それぞれ認識すべきである。

また、通貨連動型社債またはその条件が為替相場を含み、および／もしくはその元本の支払もしくは利払が本社債の額面の通貨とは異なる一以上の通貨によって支払われるべき他の社債に関する為替相場の変動が、金利、外国為替その他の経済的要因または指数の変動と関連しない重大な変動に左右されることがあり、参照項目の関連する価格または水準の変動の時期がその平均水準が予想と一致している場合でも、投資者の実際の利回りに影響を及ぼすことがある。原則として、参照項目の関連する価格および水準の変動が早ければ早いほど、利回りへの影響は大きくなる。

当該本社債の市場価格は変動が激しいことがあり、一または複数の法域における経済、金融および政治的事象に加え、(a) 満期償還日までの残存期間、(b) 参照項目もしくは他の参照基準のボラティリ

ティまたは(c) 通貨連動型社債に関する為替相場の変動もしくは為替相場のボラティリティの影響を受けることがある。

通貨連動型社債

通貨に連動して償還される本社債は、額面の金額または一もしくは複数の通貨間の為替相場を参照して算定される金額を支払うことにより発行会社によって償還される。そのため、通貨に連動して償還される本社債への投資には、通貨への直接投資と同様の市場リスクを負担することがあり、したがって、投資者は、相当な助言を得るべきである。また、通貨に連動する利息を有する本社債は、一または複数の通貨間の為替相場を参照して算出される利息を生み出し、または支払うものである。

参照項目に対する請求権はない

本社債は、支払われるべき元本および／または利息の金額が基準にしている参照項目に対する請求権を表章するものではなく、また、本社債の償還時に、発行会社による支払額が本社債の元本金額を下回る場合であっても、本社債権者は、発行会社または参照項目に対して遡及して請求することはできない。

一または複数の参照項目に連動する本社債に対する投資は、本「参照項目」の項に記載するリスクを含む（ただし、これに限られない。）伝統的な債務証券には付随しない重大なリスクを伴うことがある。当該本社債の償還時に発行会社が支払う金額は、経過利息を加えても、本社債の元本金額を下回ることがあり、場合によってはゼロとなることもある。

参照レート

支払われるべき利息の金額または償還により支払われるべき金額が参照レートに連動して本社債が発行されることがある。

支払われるべき利息の金額または償還により支払われるべき金額が参照レートに連動する本社債は、不安定な投資対象となる可能性がある。当該本社債を購入する投資者は、あらかじめ予測することができない変動する参照レートおよび、その結果、変動する利息金額または償還金額のリスクの影響を受ける。当該本社債が乗数または他のレバレッジの係数、もしくは上限もしくは下限、またはこれらの性質の組み合わせを含むように仕組まれている場合、かかる有価証券の市場価額は、これらの性質を含まない有価証券の市場価額よりもより不安定となることがある。

本社債の一定の特徴に関するリスク要因

本社債の利息額および／または償還金額は、計算式を参照して計算される

本社債の発行が支払われるべき利息および／または償還時において支払われるべき金額を計算する際の基礎として計算式を参照する場合、投資予定者は、当該計算式を確実に理解し、また必要な場合は、各自の財務アドバイザーから助言を得るべきである。

さらに、計算式の影響は、利息額および／または償還時において支払われるべき金額に関し複雑なものとなることがあり、一定の状況では当該金額の増減を生じることがある。

社債一般に関するリスク要因

以下の記載は、本社債一般に関する一定のリスクについての概略である。

変更および権利放棄

社債権者集会は、本社債権者一般の利益を検討するために本社債要項に従い招集されることがある。社債権者集会では、規定された本社債権者の過半数の決議により、社債権者集会に出席せず投票を行わなかった本社債権者および過半数に反する投票を行った一切の本社債権者を拘束することができる。

本社債要項には、財務代理人および発行会社が本社債権者の承諾を得ることなく、(a) 本社債権者の利益を損なわない本社債もしくは利札もしくは代理契約の変更（一部の一定の例外に従う。）または (b) 本社債もしくは利札もしくは代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、もしくは法律の強行規定を遵守するためになされる変更について、合意できる旨が規定されている。

EU貯蓄指令

貯蓄所得税に関する理事会指令2003/48/EC（以下「EU貯蓄指令」という。）に基づき、EU加盟国は、2005年7月1日から、他のEU加盟国の税務当局に対し、その域内の者から当該他のEU加盟国の個人居住者またはかかる他のEU加盟国において設立された一定の種類（組織）に対し支払われた利息（またはこれに類する所得）の支払の詳細を提供することが要求されている。ただし、EU貯蓄指令の移行期間中、オーストリアおよびルクセンブルグは、これに代わり、（移行期間中に他の方法を選択しない限り）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用することを求められている。移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、同日から効力を生じる類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）の採用に同意している。

2013年4月10日、ルクセンブルグの首相は、EU貯蓄指令に規定される自動的な情報交換手続を支持し、2015年1月1日を効力発生日として源泉徴収制度を廃止する意向を表明した。

欧州委員会は、（実施された場合には）上記要件の範囲を変更または拡大する可能性のあるEU貯蓄指令の一部改正を提案している。

個人である本社債権者は、前記「本社債要項の概要、8. 税務」に基づき、発行会社はEU貯蓄指令により課される源泉徴収税に関する追加額を支払わないことに留意すべきである。

税務

本社債の購入または売却を予定する者は、本社債の譲渡先の国の法律または慣習に従い、印紙税またはその他の文書手数料を支払わなければならないことがあることを認識すべきである。

自己の税務上の地位につき確信を持つことができない購入予定者は、自身の独立した税務顧問に相談すべきである。また、購入予定者は、該当する税務当局による税務規定およびその適用が随時変更されることを認識すべきである。それゆえに、いずれの任意の時点においても適用される税務措置については、正確に予想することはできない。

本社債に関して税金分の上乗せは行われぬ

発行会社は、本社債に関し支払額の上乗せを行う義務はなく、発行会社には、本社債の所有、譲渡、支払のための呈示もしくは引渡しまたは強制執行の結果として、生じる可能性がある公租公課、源泉徴収またはその他の支払について責任を負うことなく、その他支払を行う義務はない。発行会社による一切の支払は、支払、源泉徴収または控除が求められる公租公課、源泉徴収またはその他の支払が課せられた上で、行われるものである。

金融取引税導入の提案

2013年2月14日、欧州委員会は、一部の参加EU加盟国（ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、およびスロバキアを含む。）で採用される金融取引税（以下「FTT」という。）に関する提案（指令の案を含む。）を行った。かかる提案が現行案で採用された場合、主として「金融取引」（デリバティブ契約の締結または変更および金融商品の売買を含む。）に関連して、「金融機関」（発行会社を含む。）に対する税金となる。現行案では、FTTは参加EU加盟国内外いずれの者に対しても適用される。通常、少なくとも一当事者が

金融機関であり、かつ少なくとも一当事者が参加EU加盟国内で設立されている場合に適用される。金融機関は、(a)参加EU加盟国内で設立された者との取引または(b)金融取引の対象となる金融商品が参加EU加盟国で発行されている場合を含む広範な状況において、参加EU加盟国で「設立」されているか、されているとみなされることがある。

現段階では、FTT案の採用の可否およびどのような形で採用されるかに言及するのは時期尚早である。ただし、FTTが現行案に基づき採用された場合、一定の取引に関して発行会社に税務負担が生じる形で実施されることがある（例えば、ヘッジ取引に関連する場合または本社債の一部に現物決済が適用される場合である。）。一定の状況で、発行会社は関連する商品の保有者に当該債務を移転することができるが、これにより投資者は本社債について想定を下回る金額を受領することがある。本社債に関して投資者が行う関連する取引について（流通市場における取引を含む。）、課税条件が満たされた場合は、FTTを支払わなければならないことがあることにも留意すべきである。理事会規則（EC）No 1287/2006第5条に記載の発行市場取引は適用除外とされている。ただし、一定の短期金融市場商品および仕組商品の発行の適用除外の想定されている範囲に関連して、不確実性が一部存在する。

FTT案は、上記の参加EU加盟国間での交渉に服しており、また法的な困難も伴う。よって、施行前に変更される可能性もあり、施行時期も不明確である。他のEU加盟国が参加を決定することもある。金融商品の保有者は、FTTにつき自身の専門家からの助言を求めることが推奨される。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）

本社債は大券の様式であり、決済機関で保有されるため、すべての状況（ただし、もっとも起こりえない状況以外）においてFATCAが決済機関が受領した支払金額に影響を与えることは想定されない。ただし、FATCAは、最終投資者に至るまでのその後の連続した支払いにおいて、一般にFATCAの源泉徴収をせずに支払いを受けることができない保管会社または仲介業者の場合は、当該保管会社または仲介業者に対する支払いに影響を及ぼすことがある。FATCAに基づく源泉徴収をしない支払いを受領する権利のない金融機関である最終投資者、または証券業者（または支払いの受領元となるその他の保管会社もしくは仲介業者）にFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要とされる情報、様式、その他の書類または承諾書を提供できない最終投資者に対する支払いにも影響を及ぼすことがある。投資者は、保管会社または仲介業者を（それぞれがFATCAまたはFATCAに関連するその他の法律もしくは合意に準拠していることを確かめて）慎重に選択すべきであり、保管会社または仲介業者がFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要な情報、様式、その他の書類または承諾書を当該保管会社または仲介業者に提供すべきである。投資者は、FATCAのより詳細な説明を入手し、FATCAの影響の内容について知るために自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に基づく発行会社の債務は、（本社債の無記名または記名式の保有者である）決済機関の共通預託機関または保管機関に対して支払った時点で免責され、よって発行会社は、それ以後、決済機関および保管会社または仲介業者の手を通じて送金された金額につき責任を負わない。

早期償還解消費用

投資予定者は、本社債の早期償還金額には、早期償還解消費用に関する控除が含まれることについて、留意すべきである。早期償還解消費用の金額は、計算代理人により決定され、本社債の償還およびヘッジ取引または関連する取引ポジションの終了、決済または再建玉に関して発行会社が負担した一切の経費、費用（資金調達損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額である。

ヘッジ

通常の業務（マーケットメイク取引に関連するものを含むがこれに限られない。）において、発行会社および/またはその関連会社は、自己の計算または顧客の計算で取引を執行し、参照項目または関連するデリバティブのロング・ポジションまたはショート・ポジションを保有することができる。また、

本社債の発行に関連して、発行会社および／またはその関連会社は、参照項目または関連するデリバティブに関する一または複数のヘッジ取引を締結することができる。かかるヘッジ取引またはマーケットメイク取引に関連して、または発行会社および／もしくはその関連会社による自己取引もしくはその他の取引活動に関連して、発行会社および／またはその関連会社は、本社債の市場価格、流動性または評価額に影響を及ぼし、かつ本社債権者の利益を損なうことがある参照項目または関連するデリバティブに関する取引を締結することができる。

利益相反

発行会社が計算代理人として行為する場合または計算代理人が発行会社の関連会社である場合、計算代理人と本社債権者との間には、利益相反が生じることがあり、これには、本社債の償還時の受取金額に影響を与えることがある、計算代理人が本社債に従い実施する一定の決定および判断が含まれる。

発行会社は、本書の日付現在またはそれ以後、本社債に関して重要な、または重要となり得る、本社債権者が一般に入手可能かどうかを問わない参照項目に関する情報を保有することがある。発行会社には、当該情報を本社債権者に対して開示する義務はない。

発行会社および／またはその関連会社は、現在または将来、参照項目に関して取引関係（貸付け、保管、リスク・マネジメント、助言および銀行取引を含むが、これらに限られない。）を有することがあり、本社債権者への影響を考慮することなく、かかる取引関係に関して、自己の利益を守るために必要または適切とみなす行為および措置を行う予定である。

市場一般に関わるリスク要因

以下の記載は、一定の市場リスクについての概略である。

流通市場全般

本社債は、発行時に取引市場を設定しておらず、またそれが展開されることも一切ない。取引市場が発展した場合でも、かかる市場は流動性が低いものである。それゆえ、投資者は、保有する本社債を容易に売却し、または発展した流通市場を有する類似の投資対象に相当する利回りを提供することができる価格にて売却することができないことがある。これは、特に、金利、通貨または市場リスクに敏感である社債、特定の投資目的もしくは戦略のために設計されている社債または限定された種類の投資者の投資要請を満たす仕組みが設けられた社債についてあてはまるものである。かかる種類の社債には、通常、一層限定された流通市場しか存在せず、伝統的な債務証券よりも価格のボラティリティが大きいものとなる。流動性に欠けることが本社債の市場価格に非常に重大な悪影響を与えることがある。

市場価格リスク

本社債の市場価格は、金利水準の変動、中央銀行の政策、経済全般の動向、インフレーション率または関連する種類の社債の需給といった様々な要因により左右される。本社債の市場価格はまた、発行会社の信用スプレッド、つまり発行会社の債務の利回りと同様の満期を有する国債利回りまたはスワップ・レートとの差が拡大することにより、悪影響を受けることもある。発行会社の信用スプレッドは、主にその予想信用力に基づいており、さらに当該本社債に対する需給とともに、一般的な市況等の他の要因にも影響される。

為替リスクおよび為替管理

発行会社は、利払通貨により本社債の元本および利息を支払う。これにより、投資者の財務活動が主に利払通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」という。）により行われている場合、外国為替に関して、一定のリスクを伴うことになる。これには、為替相場が著しく変動するリスク（利払通貨の切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）および投資者通貨の管轄当局が為替管理を

行いまたはこれを変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が利払通貨に対して上昇した場合、(a) 投資者通貨に相当する本社債の利回り、(b) 投資者通貨に相当する本社債について支払われるべき元本の価値および(c) 投資者通貨に相当する本社債の市場価値が減少することになる。

政府および通貨当局は、(過去にいくつかの政府および通貨当局が行ったように) 適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性のある為替管理を課すことがある。その結果、投資者は、予定よりも少ない利息もしくは元本を受領することがあり、または利息もしくは元本を全く受領することができないことがある。

利払通貨が流動性に欠け、および/または利払通貨の管轄当局によって課される交換制限および為替管理を含む通貨規制の対象となるリスクがある。本社債要項に従い、本社債に基づく支払は、利払通貨の一定の通貨規制または非流動性を理由として、利払通貨とは異なる通貨により行われることがある。このような場合には、本社債権者は、実際に支払が行われる通貨に関連する固有のリスクの影響を受けることがある。投資者は、例えば、利払通貨による各自の支払義務を履行するために利払通貨を必要とする場合等、利払通貨による支払を受領できないという状況におかれることにより、不利益および損失を被ることもある。

このような為替リスクは、通常、経済的および政治的事象ならびに関連する通貨の需給といった発行会社および本社債権者が制御することができない要因に左右される。近年、一定の通貨の為替相場は非常にボラティリティが上昇しており、このような高いボラティリティは、今後も継続するものと予想される。しかしながら、過去に特定の為替相場の変動が発生したことは、必然的に本社債の存続期間中に相場の変動が起きることを示唆するものではない。

適法な投資を考慮する場合、一定の投資が制限されることがある

一部の投資者による投資活動は、投資に関する法令または当局の検査もしくは規制の対象である。各投資予定者は、(a) 本社債が各自にとって適法な投資であるか、(b) 本社債が様々な種類の借入れに対する担保として利用可能であるか、および(c) その他の規制が本社債の買付けまたは質入れに適用されるか、ならびにこれらの範囲についてそれぞれ判断するため、各自の法律顧問に相談すべきである。また、金融機関は、適用あるリスクベースの自己資本比率または類似の規制に基づき、本社債の適切な取扱いを判断するために、自身の法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

課税上の取扱い

本社債の購入予定者は、本社債の買付け、所有および処分 of 税務上の取扱いについて、各自の税務顧問に相談することが望ましい。

総括的な税務情報

以下で提供する情報は、現在入手可能な税法および税務実務の完全な要約として企図されたものではない。そのため、本社債の購入予定者は、本社債に関する取引の税務上の取扱いについて各自の税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の購入者および/または売却者は、本社債の発行価格または(発行価格と異なる場合には)購入価格に加え、税務上の目的において住所を有する国または住所を有しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税または他の賦課金の支払が必要となる。

本社債に関する取引(購入、譲渡または償還を含む)、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

EU貯蓄指令

貯蓄所得税に関する理事会指令2003/48/EC（以下「EU貯蓄指令」という。）に基づき、EU加盟国は、2005年7月1日から、他のEU加盟国の税務当局に対し、その域内の者から当該他のEU加盟国の個人居住者に対しまたは当該他のEU加盟国において設立された一定の限定された類型の団体に支払われた利息（またはこれに類する所得）の支払の詳細を提供する必要がある。ただし、同指令の移行期間中、オーストリアおよびルクセンブルグは、これに代わり、（移行期間中に他の方法を選択しない限りルクセンブルグについては下記参照。）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用する必要がある（移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。）。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、同日から効力を生じる類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）の採用に同意している。

2013年4月、ルクセンブルグ政府は、EU貯蓄指令に基づく自動的な情報交換を支持して、2015年1月1日を効力発生日とし源泉徴収制度を廃止する意向を表明した。

欧州委員会は、施行された場合に上記の要件の範囲を変更または拡大するEU貯蓄指令の一定の改正を提案している。

1. ドイツにおける課税

非居住者

経過利息を含む利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、(a) 本社債が、本社債権者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合または (b) 所得がその他の理由によりドイツを源泉とする所得となる場合はこの限りでない。(a) および (b) の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツの非居住者は、通常、利息に対するドイツの源泉徴収税および連帯加算税を免除される。しかし、前段落の規定により利息についてドイツの税金が課され、かつ本社債が払出代理人の保管口座で保管される場合には、一定の状況において源泉税が徴収されることがある。本社債が払出代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債もしくは利息を付した利札の売却、譲渡もしくは償還による手取金が本社債または利札の交付により払出代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉税の適用がある。源泉税は、税務申告により、または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税は、徴収されていない。

欧州委員会および（ドイツを含む）一部のEU加盟国は、現在、金融取引税（FTT）の導入を予定している。（少なくとも一金融機関が関連する流通市場取引を想定している。）現在、FTTは参加を表明したEU加盟国において2014年1月1日からの導入が提案されている。

EU貯蓄指令

2004年1月26日付の立法規制により、ドイツ連邦政府は、EU貯蓄指令に基づく情報交換を国内法で実施する条項を制定した。同条項は2005年7月1日から適用されている。

2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約することを意図したものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、本社債に関する元本および利息の支払いの連合王国の源泉徴収税に関する連合王国の現行法令および公

表されている税務実務に関する発行会社の理解の概要である。これは、本社債の取得、保有または処分についての連合王国課税を示唆するものではない。一定の事項は、特則が適用されることがある種類の者（ディーラーおよび発行会社の関係者等）には適用されない。本社債権者となることを予定している者に対する連合王国の課税上の取扱いは、個々の状況に左右されるものであり、将来変更されることもある。本社債権者となることを予定している者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税される者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

ドイツ銀行ロンドン支店が発行した本社債に対する利息の支払

発行会社のロンドン支店によって発行された本社債の利息の支払の場合。

- － 発行会社が2007年法人所得税法（以下「法人所得税法」という。）第991条の意味における銀行として存続し、本社債に対する利息を法人所得税法第878条の意味における通常業務の中で支払う場合、発行会社は、連合王国の所得税の源泉徴収または控除がされることなく利息の支払を行うことができる。借入れが発行会社の資本構造に関連している場合、利息は通常業務の中で支払われたとはみなされない。借入れが発行会社の資本構造に関連しているとみなされるのは、健全性規制機構（PRA）が採用するTier（ティア）1、2または3の資本の定義に該当する場合に限り、借入れが実際に規制上のTier 1、2または3の資本に適合するかどうかを問わない。
- － 本社債が法人所得税法第1005条に定義される「認可証券取引所」に継続して上場している場合、本社債の利払は、連合王国の所得税の控除または源泉徴収されることなく支払われることがある。ルクセンブルグ証券取引所は、認可証券取引所である。歳入関税庁が公表した規則に基づき、本社債は、ルクセンブルグの管轄当局により上場し、ルクセンブルグ証券取引所第一部での取引を認められている場合には、かかる要件を満たしていることになる。よって、本社債が上場を続けている場合、本社債の利息は、発行会社が英国で銀行業務を行っているかどうか、利息がその通常業務の中で支払われたかどうかにかかわらず、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われる。
- － 本社債に対する利息が一会社によって支払われ、かつ、かかる支払時に、発行会社（および本社債の利息の支払者または支払の仲介者）が実質的な所有者にかかる利払について連合王国の法人税の課税対象であると合理的に判断した場合、本社債の利息は、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われることがある。ただし、歳入関税庁が（かかる支払時に当該利払につき上記免除が利用できない可能性が高いと判断するために十分な理由がある状況において）利息を税額控除して支払うべきであるという指示を与えていない場合に限られる。
- － 本社債の満期が365日よりも少なく、かつ、本社債が364日を上回る期間において未払のままであることを予定した借入れ仕組みまたは取決めを構成するものではない場合、本社債の利息は、連合王国税の源泉徴収または控除をせずに支払われることがある。

その他の場合、本社債の利息の支払から、基本税率（2013年6月28日現在は20%）で連合王国の所得税の源泉徴収を行わなければならない。ただし、ある本社債権者に関連して、適用ある租税条約が源泉税の軽減税率（または源泉徴収を行わないこと）を定めている場合、歳入関税庁は、発行会社に対して、当該本社債権者に対し税額控除を行わずに（または関連する租税条約に定められた税率での控除を行って）利息を支払う旨の通知を发出することができる。

上記の「利息」および「元本」の記述は、英国税法上「利息」および「元本」と解されるものを意味する。本社債に基づく支払いの一部が仕組まれた支払いと判断される場合、当該支払いの取扱いは、上記措置とは異なることがある。本社債権者は、自己の税務ポジションに疑問がある場合は、自身の専門の顧問に相談すべきである。

連合王国の情報収集権限

一定の状況において、歳入関税庁は、有価証券から生じる支払い（収益によるか、元本によるかを問わない。）、一定の利払い（大幅に割引かれた有価証券の償還時における支払いを含む。）および有価証券取引に関する情報を入手する権限を有する。

歳入関税庁が情報を入手できる者には、有価証券から生じる支払いを受領する者（または受領する権限を有する者）、当該支払い（他の者から受領したか、他の者に代わり支払い）を行う者、利払いを行うかまたは仲介する者、他の者に代わり有価証券取引（有価証券の発行を含む。）を実施するかその一当事者である者、有価証券取引に関する登録会社または管理事務会社および登録上の各有価証券保有者を含む。

歳入関税庁が入手できる情報には、有価証券の実質所有者の詳細、有価証券を代わりに保有する者、または支払い先となる者の詳細（さらに、当該者が複数の場合は、それぞれの持分割合）、有価証券取引に関連する情報および書類ならびに連合王国内で受領または留保される金額につき支払われた利息に関連して、利払いが行われた有価証券の内容を含む。歳入関税庁は、通常、個人でない者に対する利払い（または個人でない者に代わっての受領）につき、（利息のみに関する権限に基づいては）情報を入手することはできない。かかる制限は、歳入関税庁の有価証券から生じる支払いについての情報を得る権限には適用されない。

歳入関税庁は2014年4月6日以前に支払われる大幅に割り引かれた有価証券の償還時の支払額に関する情報を入手するために、利息に関する情報収集権限を利用しない意向である。

一定の状況において、歳入関税庁がかかる権限を利用して入手した情報は、他の法域の税務当局との間で交換することがある。

3. ルクセンブルグにおける課税

以下の要約は、一般的事項であり、ルクセンブルグで現在有効な法律に基づいてはいるものの、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈してはならない。本項に含まれる情報はルクセンブルグの源泉徴収税に関する問題に限られており、したがって、本社債への投資予定者は、自らが服する国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の影響について各自の専門的アドバイザーに相談すべきである。

本社債の保有者の課税

源泉徴収税（本社債の非居住保有者）

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法および以下に記載の2005年6月21日法（以下「2005年6月法」という。）に従い、本社債の非居住保有者については、元本、差益または利息の支払に源泉税は存在せず、本社債の未払の経過利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買入れ時に支払われるべきルクセンブルグの源泉税も存在しない。

これにより、EU貯蓄指令が施行され、ルクセンブルグおよびEU加盟国の特定の旧植民地および海外領土（以下「領土」という。）との間で調印した条約が批准された2005年6月法に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人により行われ、または供与された実質的所有者である個人もしくは居住団体（2005年6月法により定義され、ルクセンブルグ以外のEU加盟国もしくは領土の居住者もしくはかかる地域で設立された者をいう。）に対して、もしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払は、源泉税の対象となる。ただし、関連する受領者が関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の内容を自らの居住地もしくは設立地の国の財務当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合および（実質的所有者の個人の場合には）関連する支払代理人に対して、自らの居住国の財務当局が発行した納税証明書が必要となる形式にて提供している場合はこの限りでない。ルクセンブルグの支払代理人が税の源泉徴収についての責任を負う。2005年6月法に従い発生する本社債に基づく利息の支払は、35%の源泉税の対象となる。

2013年4月、ルクセンブルグ政府は、EU貯蓄指令に基づく自動的な情報交換を支持して、2015年1月1日を効力発生日とし源泉徴収制度を廃止する意向を表明した。

所得税（本社債の非居住保有者）

本社債の非居住の法人保有者または非居住の個人保有者が専門事業または業務の遂行に際し、当該本社債が帰属すべきルクセンブルグにおける恒久的施設または恒久的な代理人を有する場合、その者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引および本社債の売却または処分時（その形態を問わない。）に実現した利益に対して、ルクセンブルグの所得税の対象となる。

富裕税

本社債の法人保有者は、税務上の目的においてルクセンブルグの居住者である場合、または居住者でない場合において本社債が帰属するルクセンブルグに恒久的施設もしくは恒久的な代理人を有する場合のいずれかの場合には、本社債に対しルクセンブルグ富裕税の対象となる。ただし、本社債権者が家産管理会社に関する2007年5月11日の法律、または投資信託に関する2010年12月17日の法律または特定投資信託に関する2007年2月13日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する場合、または証券化に関する2004年3月22日の法律に準拠する証券化会社である場合、ベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する資本会社である場合は除かれる。

本社債の個人保有者については、ルクセンブルグの居住者であるかどうかを問わず、本社債に対するルクセンブルグの富裕税の対象とはならない。

その他の税金

本社債の発行または譲渡、買取りもしくは償還について、ルクセンブルグの登録税または同様の公租公課は生じない。

ただし、ルクセンブルグ裁判所において裁判手続きを行う場合、正式なルクセンブルグ当局に本社債を提示しなければならない場合、または本社債を任意で登録する場合には、ルクセンブルグで本社債を登録した時点で固定登録税または従価登録税の支払い義務が生じることがある。

本社債権者が、死亡時に、税務上ルクセンブルグの居住者である場合には、本社債は、納税申告の目的上、相続税課税対象に含まれる。

ルクセンブルグの公証人の面前で締結されたルクセンブルグの証書により設定されるか、ルクセンブルグに登録されている場合には、本社債の贈与または寄付に対しては贈与税が課される。

4. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利子は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に支払を受けるべき本社債の利子は、原則として20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づ

きその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定はないため疑義無しとはしないが、償還差益（不足する場合は、償還差損）として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われた場合は、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、現行法令上の最高税率は50.84%（40.84%の国税と10%の地方税）（2015年分以後については55.945%（45.945%の国税と10%の地方税））である。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。さらに、上記差益のうち、償還金額と額面金額の差額部分について利子所得とする見解もある。償還差損については、日本国の居住者に帰属する場合、明文の規定はないが、課税所得の計算上考慮されないもの（家事上の損失）として取扱うのが相当であるという国税庁の職員の見解が示されている。また、償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、当該償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得から差し引かれる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となり、償還差損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

<上記以外の社債に関する情報>

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

以下に記載するもの以外については、社債を売出しにより売り付けるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 売出有価証券

(1) 売出社債（短期社債を除く。）

未定

2 売出しの条件

未定

第3 その他の記載事項

社債を売出しにより売り付けるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2012年度）（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）
平成25年6月27日 関東財務局長に提出

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書
事業年度（2013年度中）（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年9月27日 関東財務局長に提出

3 臨時報告書

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成26年5月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成25年8月19日および平成26年3月3日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

1記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

第2 参照書類の補完情報

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第1 参照書類、2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本訂正発行登録書提出日（平成26年5月2日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。
- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書（その添付書類を含む。）および訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本訂正発行登録書においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本訂正発行登録書提出日（平成26年5月2日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書（その添付書類を含む。）および訂正発行登録書（その添付書類を含む。）ならびに本訂正発行登録書における将来に関する記述は、本訂正発行登録書提出日（平成26年5月2日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書（その添付書類を含む。）および訂正発行登録書（その添付書類を含む。）ならびに本訂正発行登録書における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

該当事項なし。

第三部 保証会社等の情報

該当事項なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツイーマン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成26年1月6日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成22年12月3日(発行日)の募集)

ドイツ銀行 AG シドニー支店第6回円貨社債(2010)

券面総額又は振替社債の総額 518億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2013年9月11日

ドイツ銀行監査役会、共同 CEO チームの任期延長を決定へ

ドイツ銀行 (XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB) 監査役会の会長統括委員会は、2013年10月29日に開催予定の監査役会定例会議において、当行共同チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (CEO) ユルゲン・フィッチェンとの契約を更改することにより、現在の共同 CEO チームの任期延長を提案します。

本提案によると、現在共同 CEO を務めるユルゲン・フィッチェンとアンシュー・ジェインとの契約は2017年3月31日まで継続することになります。フィッチェンとの現在の契約は、2015年5月の年次株主総会後に終了することになっています。

ドイツ銀行監査役会会長のパウル・アッハライトナーは、本件について次のように述べています。「ユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは、共に契約の更改を求めています。二人がその希望に従って、今後さらに数年間にわたり、共同でドイツ銀行のために素晴らしい貢献を続けてくれることは、監査役会としてたいへん喜ばしく、ドイツ銀行、ひいては金融業界にとっても、望ましい状況といえるでしょう。共同 CEO に就任して以来、フィッチェンとジェインはドイツ銀行が正しい方向に向かうための数多くの重要な決断を下してきました。私たちは安心してこの二人に任せることができます」

また、共同 CEO のユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは、「私たちはこれからもパートナーとして、共にドイツ銀行の取締役会を主導していけることを嬉しく思います。今後も引き続き、当行の経営を一層強化していくとともに、当行の全てのステークホルダーの利益に貢献しつつ、世界における主導的なユニバーサルバンクの一つとしての当行の地位を保持することに注力していきます」と述べています。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの2013年4月15日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

2013年9月25日

2013年9月25日開催の投資家コンファレンスにおけるドイツ銀行 共同CEO アンシュー・ジェインのステートメント：2013年第3四半期 の業績について

昨年の第3四半期、ドイツ銀行のコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) では、債券およびその他商品のセールス／トレーディングの収益が第3四半期としては最高となるなど、たいへん好調な業績を上げました。これは、OMT (欧州中央銀行による国債購入プログラム) およびその導入によるユーロ危機の抑制効果を受け、市場での取引が活発化したことによるものです。しかし、今年の第3四半期は、そのような要因もなく、市場での取引は著しく減少し、当行のCB&Sの収益に影響を及ぼしています。

当行は、以下の三つの要因の影響により、債券およびその他商品のセールス／トレーディングの第3四半期の収益が前年同期比で大幅に減少すると予想しています。

1. 顧客取引高の減少と市場のボラティリティの低下
2. 量的緩和その他の景気刺激策の終了をめぐる懸念による一部商品の取引条件の悪化
3. 債券およびその他商品のセールス／トレーディング部門における継続的なリスク低減の取り組み

株式セールス／トレーディングについては、第3四半期も引き続き好調を維持しており、その他、個人顧客および中堅企業 (PBC)、グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)、ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM) の各ビジネス部門の業績は想定通りに推移しています。

さらに、訴訟準備金の積み増しを行う予定です。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2013年4月15日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

2013年10月29日

ドイツ銀行監査役会、ユルゲン・フィッチェンの選任契約を延長

ドイツ銀行 (XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB) 監査役会は、本日開催の定例会議において、当行共同チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (CEO) ユルゲン・フィッチェンとの契約を更改することにより、現在の共同 CEO チームの任期を延長するとの決定を行いました。これは、2013年9月11日に公表された監査役会会長統括委員会の提案を監査役会が支持したものです。

本決定に基づき、現在共同 CEO を務めるユルゲン・フィッチェンとアンシュー・ジェインとの契約は、共に2017年3月31日まで継続します。

ドイツ銀行監査役会会長のパウル・アッハライトナーは、本件について次のように述べています。「今回の契約更改は、ユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインが共に求めたものです。両名はその希望に従って、今後さらに数年間にわたり、共同でドイツ銀行のために素晴らしい貢献を続けてくれることでしょう。共同 CEO に就任して以来、フィッチェンとジェインはドイツ銀行が正しい方向に向かうための数多くの重要な決断を下してきました。従って、監査役会は両名の要請を支持する決定を行いました。私たちは安心してこの二人に任せることができます」

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの2013年4月15日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、2013年第3四半期に5,100万ユーロの純利益を計上 多額の訴訟費用の影響を受ける

グループ業績ハイライト

- － グループ全体の税引前利益は1,800万ユーロで、12億ユーロの訴訟関連費用を含む
- － 中核事業部門の税引前利益は12億ユーロ
- － グループ全体の純収益は前年同四半期比10%減の77億ユーロ
- － 中核事業部門の純収益は74億ユーロ
- － 利息以外の費用は訴訟関連費用を主な要因として前年同四半期から4%増加し、72億ユーロ
- － 純利益は5,100万ユーロ、希薄化後1株当たり利益は0.04ユーロ
- － 2013年1～9月期の税引後平均アクティブ資本利益率は、グループ全体で4.9%、中核事業部門は10.3%

自己資本強化およびリスク資産低減努力に関する重要事項

- － 2013年9月30日現在のCRD4完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率は9.7%
- － 2013年9月30日現在のCRD4完全適用ベースのレバレッジレシオ（負債比率）エクスポージャーは2013年6月30日現在から640億ユーロ減少
- － CRD4完全適用ベース調整後のレバレッジレシオは2013年9月30日現在で3.1%
- － 訴訟損失引当金は増加し、41億ユーロ（2013年第3四半期に計上した12億ユーロの追加引当金を含む）

部門別業績ハイライト

- － コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ：税引前利益は3億4,500万ユーロ、前年同四半期比26%の減収の影響を受けるが、利息以外の費用の10%減少により一部相殺
- － グローバル・トランザクション・バンキング：安定した収益を反映して、税引前利益は3億7,900万ユーロ、利息以外の費用は前年同四半期比14%の減少
- － ドイツェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント：利息以外の費用の12%の減少により、税引前利益は前年同四半期から151%増加し、2億8,300万ユーロ
- － 個人顧客および中堅企業：季節要因による減速や前年同四半期にあったいくつかの営業関連以外の事由の発生がなかったことを反映して、税引前利益は3億4,700万ユーロ
- － 非中核事業部門：主に訴訟関連費用による影響を受けて、12億ユーロの税引前損失

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、2013年第3四半期の業績を発表しました。

取締役会共同会長（共同 CEO）のユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは、次のように述べています。「当行は、第 3 四半期にいくつかの課題に直面しました。当行は多額の訴訟費用を計上し、投資銀行業務において利益が減少したため、四半期業績が低下することとなりました。しかしながら、重要な分野において進展が見られました。当行は、当該四半期のみで、当行の 2015 年までのバランスシート縮小目標である 2,500 億ユーロのうち約 15%の縮小を達成しました。当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムはコスト削減を順調に進めており、当行は経営管理機能への投資を続けました。また、ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメントは、過去最高水準の四半期業績を上げました。」

加えて、次のように述べています。「当行は、3 年間で世界最高水準の基盤を構築するという当行の戦略的構想につき一歩ずつ前進しています。その過程で、当行はこれまで様々な課題に直面しており、今後も直面すると思われます。しかしながら、当行は、この長期目標に対する進展によって自信を得ており、またこれを達成できるものと確信しています。」

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013 年 第 3 四半期	2013 年 第 2 四半期	2012 年 第 3 四半期	増減 (2012 年第 3 四半期比)	増減 (2013 年第 2 四半期比)
純収益	7,745	8,215	8,649	(904)	(470)
信用リスク引当金繰入額	512	473	555	(43)	39
利息以外の費用	7,215	6,950	6,967	248	265
税引前利益	18	792	1,127	(1,109)	(774)
純利益	51	335	754	(703)	(283)
費用/収益比率	93%	85%	81%	13%	9%
税引前平均アクティブ資本利益率	0%	6%	8%	(8)%	(6)%
税引後平均アクティブ資本利益率	0%	2%	5%	(5)%	(2)%

2013 年第 3 四半期の業績は、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) からの貢献が前年同四半期と比べ減少したこと、ならびにグローバル・トランザクション・バンキング (GTB)、ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM) および個人顧客および中堅企業 (PBC) の業績がほぼ横ばいとなったことを反映したものです。継続する市場の不透明感に加え低金利環境やマージン低下傾向が続いたことによる顧客活動の低迷を反映して、ほとんどのビジネスにおいて収益が減少しました。当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムにおいては進展が見られ、これは利息以外の費用に反映されました。営業関連費用はオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的实施を反映してさらに減少しましたが、同時に、関連する実施コストもこれまでの四半期に比べて減少しました。しかしながら、これらの費用改善は、これを上回る訴訟関連費用の増加により完全に相殺されました。

2013 年第 3 四半期の純収益は、2012 年第 3 四半期の 86 億ユーロから率にして 10%減少し、77 億ユーロとなりました。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の収益は、2012 年第 3 四半期から 10 億ユーロ、率にして 26%減少し、29 億ユーロとなりました。この減少は主に、債券およびその他商品のセールス/トレーディングにおける減収によるものです。債券およびその他商品のセールス/トレーディングにおける収益は、継続する市場環境の不透明感によるマイナスの影響が、量的緩和と政策が縮小されるとの予想によりさらに増幅されたことにより、良好であった 2012 年第 3 四半期から 12 億ユーロ、率にして 48%減少しました。グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の収益は、低金利環境やマージン低下傾向の継続といった厳しいマクロ経済環境が続いたことにより、2012 年第 3 四半期から 2,100 万ユーロ、率にして 2%減少し、

10 億ユーロとなりました。ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM) の収益は、2012 年第 3 四半期から 2,900 万ユーロ、率にして 2%増加し、13 億ユーロとなりました。これは主に運用資産残高の増加によるものです。個人顧客および中堅企業 (PBC) の 2013 年第 3 四半期の収益は 23 億ユーロで、2012 年第 3 四半期から 1 億 1,100 万ユーロ、率にして 5%減少しました。この減少は、ポストバンクからの貢献が減少したことや、低金利環境および取引高の減少により預金からの収益にマイナスの影響が及んだことによるものです。非中核事業部門 (NCOU) の 2013 年第 3 四半期の収益は、2012 年第 3 四半期から 3,000 万ユーロ、率にして 8%減少し、3 億 6,700 万ユーロとなりました。これは主に、当行のリスク低減への取組みによる資産の減少を反映したものです。連結および調整 (C&A) の純収益は、2012 年第 3 四半期の 4 億 1,000 万ユーロの損失から、2013 年第 3 四半期には 1 億 6,800 万ユーロの損失に改善しました。これは主に、マネジメントレポートと IFRS (国際財務報告基準) で適用する会計処理方法が異なることから発生する期間差異によるものです。

2013 年第 2 四半期との比較では、純収益は 4 億 7,000 万ユーロ、率にして 6%減少しました。これは主にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) と個人顧客および中堅企業 (PBC) の減収によるものですが、ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM) および非中核事業部門 (NCOU) の増収により一部相殺されました。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の収益の 7 億 3,000 万ユーロ、率にして 20%の減少は、主に債券およびその他商品のセールス/トレーディングにおける減収によるものです。債券およびその他商品のセールス/トレーディングの収益は、顧客取引の減少および市場の不透明感の増大に起因して、2013 年第 2 四半期から 6 億 2,000 万ユーロ、率にして 33%減少しました。個人顧客および中堅企業 (PBC) の収益は、1 億 2,500 万ユーロ、率にして 5%減少しました。これは、ポストバンクからの貢献の減少および長引く低金利環境による預金マージンの減少によるものです。こうした減収は、ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM) の収益が 2013 年第 2 四半期から 2 億 2,400 万ユーロ、率にして 22%増加したことと、非中核事業部門 (NCOU) における増収により一部相殺されました。DeAWM の増収は、主にアビーライフの保険加入者からの保険金請求に備えた投資に関する時価評価の変動によるものです。

信用リスク引当金繰入額は、2012 年第 3 四半期から 4,300 万ユーロ、率にして 8%減少し、2013 年第 3 四半期は 5 億 1,200 万ユーロとなりました。この減少のほとんどは、主に IAS 第 39 号に基づき区分変更された資産に起因する非中核事業部門 (NCOU) における減少と、主にドイツにおける環境改善を反映した個人顧客および中堅企業 (PBC) における減少によるものです。この減少は、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) およびグローバル・トランザクション・バンキング (GTB) における信用リスク引当金繰入額の増加により一部相殺されました。

2013 年第 2 四半期との比較では、信用リスク引当金繰入額は 3,900 万ユーロ、率にして 8%増加しました。この増加は主に、非中核事業部門 (NCOU) における IAS 第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した一件の多額の繰入およびコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) における信用リスク引当金繰入額の増加によるものです。グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) と個人顧客および中堅企業 (PBC) における信用リスク引当金繰入額は、2013 年第 2 四半期から減少しました。

利息以外の費用は、2012 年第 3 四半期から 2 億 4,800 万ユーロ、率にして 4%増加し、2013 年第 3 四半期は 72 億ユーロとなりました。報酬費用は、2012 年第 3 四半期から 3 億 8,700 万ユーロ、率にして 12%減少し、29 億ユーロとなりました。これは主に、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的实施によりコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) における報酬費用が減少したことを反映したものです。一般管理費は、2012 年第 3 四半期から 8 億 7,200 万ユーロ増加し、41 億ユーロとなりました。これは主に、訴訟関連費用の増加によるものです。利息以外の費用には、オペレーショナル・エクセレンス・プログラム関連の実施コストが含まれており、かかる実施コストは、2012 年第 3 四半期の 3 億 1,900 万ユーロ (うち 2 億 7,600 万ユ

一ロは再構築費用) に対し、2013 年第 3 四半期は 2 億 2,100 万ユーロ (うち 3,000 万ユーロは再構築費用) となりました。

2013 年第 2 四半期との比較では、利息以外の費用は 2 億 6,500 万ユーロ、率にして 4%増加し、72 億ユーロとなりました。これは、主に訴訟関連費用の増加による一般管理費の 5 億 4,800 万ユーロの増加を反映したものです。報酬費用は、2013 年第 2 四半期から 2 億 9,800 万ユーロ減少しました。これは主に、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的实施によるコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) における報酬費用の減少を反映したものです。

2013 年第 3 四半期の税引前利益は、2012 年第 3 四半期の 11 億ユーロに対し、1,800 万ユーロとなりました。

2013 年第 3 四半期の純利益は、2012 年第 3 四半期の 7 億 5,400 万ユーロに対し、5,100 万ユーロとなりました。当行は、2012 年第 3 四半期に 3 億 7,300 万ユーロの法人所得税費用を計上したのに対し、2013 年第 3 四半期は 3,300 万ユーロの法人所得税に係る収益を計上しました。

自己資本、資金調達および流動性

ドイツ銀行グループ

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2013年9月30日	2013年6月30日	2012年12月31日
普通株式等 Tier 1 資本比率 ¹ (%)	9.7%	10.0%	7.8%
リスク・ウェイトド・アセット ¹	365	367	401
流動性準備金	209	213	232
資産合計(IFRS)	1,788	1,910	2,022
資産合計(調整済み)	1,122	1,170	1,209
CRD 4 エクスポートジャー	1,519	1,583	1,683
レ・レヅレシオ ²	3.1%	3.0%	2.6%

1) CRR/CRD 4(完全適用ベース)に基づく。

2) CRR/CRD 4(完全適用ベース調整後)に基づく。

当行の普通株式等 Tier 1 資本比率 (所要自己資本規制 (CRR) / 所要自己資本指令第 4 次改正 (CRD4) 完全適用ベース) は、2013 年 6 月 30 日現在の 10.0%から低下して、2013 年 9 月 30 日現在では 9.7%となりました。この低下は、主に 2013 年第 3 四半期の普通株式等 Tier 1 資本の減少によるものです。普通株式等 Tier 1 資本は、多額の訴訟関連費用により純利益からの貢献がわずかであったこと、および普通株式等 Tier 1 資本にマイナスの影響を及ぼすその他の項目 (これには配当の据え置き (1 株当たり 75 セント、合計 2 億ユーロ)、株式報酬に関連する 3 億ユーロの季節要因による影響、自己資本の控除項目の 3 億ユーロの増加、繰延税金資産からの控除額の増加等が含まれる) を要因として減少しました。その結果、普通株式等 Tier 1 資本は、353 億ユーロに減少しました。リスク・ウェイトド・アセットは、緩やかに 20 億ユーロ減少し、2013 年第 3 四半期末現在では 3,650 億ユーロとなりました。

当行は、2013 年 1~9 月期に、本年度の 180 億ユーロの資金調達計画のうち 152 億ユーロを調達しました。関連する変動指標 (Libor 等) に対する平均スプレッドは、40 ベーシスポイントとなっており、満期までの平均年限は 4.6 年となっています。2013 年第 2 四半期に行われた権利落ち後で 30 億ユーロとなる増資を含めると、当行はこれまでに 180 億ユーロをわずかに上回る額を調達しており、これで 2013 年の資金調達計画は完了したことになります。2013 年の残る期間において、当行は重要な資金調達の必要性はありません。

流動性準備金は 2,090 億ユーロとなり、そのうちの 48%が現金および現金同等物で、主に中央銀行に預けられています。

2013 年 9 月 30 日現在の**資産合計**は、2013 年 6 月 30 日現在から 1,220 億ユーロ、率にして 6%減少し、1 兆 7,880 億ユーロとなりました。デリバティブおよび特定のその他残高のネットイングを反映した調整後のベースでは、2013 年 6 月 30 日現在から 480 億ユーロ、率にして 4%減少し、2013 年 9 月 30 日現在で 1 兆 1,220 億ユーロとなりました。

CRD4 完全適用ベース調整後の**レバレッジレシオ**（負債比率）は、2013 年 6 月 30 日現在の 3.0%から上昇し、2013 年 9 月 30 日現在では 3.1%となりました。

部門別業績

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013 年 第 3 四半期	2013 年 第 2 四半期	2012 年 第 3 四半期	増減 (2012 年第 3 四半期比)	増減 (2013 年第 2 四半期比)
純収益	2,936	3,666	3,947	(1,011)	(730)
信用リスク引当金繰入額	43	26	18	25	18
利息以外の費用	2,539	2,856	2,832	(294)	(317)
非支配持分	9	1	9	1	8
税引前利益	345	783	1,088	(743)	(438)
費用／収益比率	86%	78%	72%	15%	9%
税引前平均アクティブ資本利益率	6%	15%	20%	(14)%	(9)%
税引後平均アクティブ資本利益率	6%	10%	13%	(7)%	(4)%

2013 年第 3 四半期の収益は、量的緩和政策の縮小予想を主な要因とする市場の不透明感や流動性の欠如による顧客取引減少の影響を受けました。これは、堅調であった 2012 年第 3 四半期とは対照的でした。

2013 年第 3 四半期の**純収益**は、2012 年第 3 四半期の 39 億ユーロに対し、29 億ユーロとなりました。2013 年第 3 四半期の純収益は、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整（DVA）の影響に関連する 2,400 万ユーロの利益と、CRR/CRD4（信用評価調整（CVA））に対応したリスク・ウェイトド・アセットの軽減措置に関連する 9,900 万ユーロの評価損を含んでいます。これらの影響を除くと、純収益は 2012 年第 3 四半期から 9 億 3,600 万ユーロ、率にして 24%減少したことになります。

2013 年第 2 四半期との比較では、2013 年第 3 四半期の純収益は 7 億 2,900 万ユーロ、率にして 20%減少しました。2013 年第 3 四半期の純収益は、特定のデリバティブ負債に対する DVA に関連する 7,500 万ユーロの損失と、CRR/CRD4（CVA）に対応したリスク・ウェイトド・アセットの軽減措置に関連する評価損の影響を含んでいます。これに対して、2013 年第 2 四半期における影響は 8,800 万ユーロの損失でした。

2013 年第 3 四半期の債券およびその他商品のセールス／トレーディングの純収益は、2012 年第 3 四半期から 12 億ユーロ、率にして 48%減少し、13 億ユーロとなりました。この減少は、不透明な市場環境を反映した顧客取引の減少や厳しい条件を要因とするものです。金利およびクレジット・トレーディング、外国為替、コモディティーズの収益は、2012 年第 3 四半期から大幅に減少しました。

金利およびクレジット・トレーディング（住宅ローン担保証券（RMBS）を含む）の収益は、顧客取引の低迷や、流動性の欠如に示されるより厳しい取引環境による影響を受けました。外国為替の収益はマージンの縮小といった困難な市場環境や世界各国の為替相場の不利な変動の影響を受け、コモディティーズの収益は顧客取引の減少による影響を受けました。2013年第3四半期の株式のセールス／トレーディングの純収益は、2012年第3四半期から4,600万ユーロ、率にして8%増加し、6億4,300万ユーロを計上しました。この増加は、仕組み商品に対する需要の増加を受けた株式デリバティブの大幅な増収によるものですが、株式トレーディングの減収により一部相殺されました。2013年第3四半期のオリジネーションとアドバイザーの収益は、2012年第3四半期から2,300万ユーロ、率にして3%減少し、6億5,300万ユーロとなりました。2013年第3四半期の貸出しからの収益は、2012年第3四半期においてはクレジット・スプレッドが不利に推移していたことを反映して、前年同四半期から1億1,000万ユーロ、率にして50%増加し、3億3,300万ユーロを計上しました。

2013年第2四半期との比較では、2013年第3四半期の債券およびその他商品のセールス／トレーディングからの純収益は6億2,000万ユーロ、率にして33%減少しました。この減収は、季節要因による顧客取引の減少および市場の不透明感による困難な取引環境の影響を受けた金利およびクレジット・トレーディングならびに外国為替の減収によるものです。2013年第3四半期の株式のセールス／トレーディングからの純収益は、季節要因に加え市場の不透明感により減少した顧客取引の影響により、2013年第2四半期から1億4,300万ユーロ、率にして18%減少しました。

2013年第3四半期のCB&Sの信用リスク引当金繰入額は、2012年第3四半期の1,800万ユーロ（純額）および2013年第2四半期の2,600万ユーロ（純額）に対し、4,300万ユーロ（純額）となりました。

利息以外の費用は、2012年第3四半期から2億9,400万ユーロ、率にして10%減少しました。オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的实施を反映して、報酬費用（退職金を含む。）および報酬以外の費用の減少が訴訟関連費用の影響を上回りました。

2013年第2四半期との比較では、利息以外の費用は3億1,700万ユーロ、率にして11%減少しました。この減少は、主に報酬費用および報酬以外の費用の減少と訴訟関連費用の減少によるものですが、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した実施コストの増加により一部相殺されました。

2013年第3四半期の税引前利益は、2012年第3四半期の11億ユーロに対し、3億4,500万ユーロとなりました。この減少は、減収や訴訟関連費用の増加を主な要因とするものですが、報酬費用および報酬以外の費用の減少により一部相殺されました。

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第3四半期	2013年 第2四半期	2012年 第3四半期	増減 (2012年第3四半期比)	増減 (2013年第2四半期比)
純収益	1,024	1,036	1,045	(21)	(12)
信用リスク引当金繰入額	58	79	39	19	(22)
利息以外の費用	587	633	684	(97)	(46)
税引前利益(損失)	379	323	323	57	56
費用／収益比率	57%	61%	65%	(8)%	(4)%
税引前平均アクティブ資本利益率	29%	26%	30%	(2)%	3%
税引後平均アクティブ資本利益率	21%	17%	19%	2%	4%

2013年第3四半期は、主力市場における低金利を伴う困難なマクロ経済環境が続き、マージンに対する競争圧力も依然として厳しいものとなりました。また、外国為替の不利な変動が、ユーロ建てで計上されるグローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の業績に影響を与えました。こうした影響にもかかわらず、グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の2013年第3四半期の純収益は10億ユーロとなり、2012年第3四半期から2,100万ユーロ、率にして2%のわずかな減少にとどまりました。貿易金融では、厳しい市場環境にもかかわらず、好調な取引高を背景に堅調な収益を上げました。法人信託サービスは、取引高の増加が低金利による影響を相殺し、安定した収益を維持しました。キャッシュ・マネジメントからの収益は、前述の低金利水準による影響を受けました。

2013年第2四半期との比較では、2013年第3四半期の収益は1,200万ユーロ、率にして1%減少しました。2013年第2四半期の収益には、ドイチェ・カード・サービスの売却による収益が含まれていました。

信用リスク引当金繰入額は、2012年第3四半期の3,900万ユーロに対し、2013年第3四半期は5,800万ユーロとなりました。この増加は、主に貿易金融における取引高の増加やオランダにおける商業銀行事業の信用リスク引当金繰入額の増加によるものです。

2013年第2四半期との比較では、2013年第3四半期の信用リスク引当金繰入額は2,200万ユーロ、率にして27%減少しました。この減少の主な要因は、一顧客に発生した信用事由が2013年第3四半期には発生しなかったことによるものです。

2013年第3四半期の**利息以外の費用**は、2012年第3四半期から9,700万ユーロ、率にして14%減少し、5億8,700万ユーロとなりました。この減少は、2012年第3四半期に計上されたオランダにおける商業銀行事業の統合費用が、2013年第3四半期には発生しなかったことに関連するものです。また、報酬関連費用の減少や継続的なコスト管理も減少の一因となりました。2013年第3四半期の利息以外の費用には、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した1,800万ユーロの実施コストが含まれています。

2013年第2四半期との比較では、2013年第3四半期の利息以外の費用は、報酬費用の減少や継続的なコスト管理の徹底により、4,600万ユーロ、率にして7%減少しました。

税引前利益は、2012年第3四半期から5,700万ユーロ、率にして18%増加しました。この増加は、主に前述の利息以外の費用の減少によるものですが、収益が伸び悩む一方で信用リスク引当金繰入額が増加したことにより一部相殺されました。

ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第3四半期	2013年 第2四半期	2012年 第3四半期	増減 (2012年第3四半期比)	増減 (2013年第2四半期比)
純収益	1,264	1,040	1,235	29	224
信用リスク引当金繰入額	1	0	8	(6)	1
利息以外の費用	980	959	1,115	(135)	22
非支配持分	(0)	(1)	0	(1)	0
税引前利益	283	82	113	170	201
費用/収益比率	78%	92%	90%	(13)%	(15)%
税引前平均アクティブ資本利益率	19%	6%	7%	12%	13%
税引後平均アクティブ資本利益率	14%	4%	5%	9%	10%

2013年第3四半期は、株式および債券相場が上昇したことにより、DeAWMは引き続きその恩恵を受けました。また、DeAWMの業務および技術基盤の改善への取組みが費用効率を向上させました。

2013年第3四半期のDeAWMの純収益は、2012年第3四半期から2,900万ユーロ、率にして2%増加し、13億ユーロとなりました。売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント/ファンド・マネジメントの純収益は、主に運用資産ベースの増大を反映して、前年同四半期から2,000万ユーロ、率にして4%増加しました。アドバイザー/ブローカレッジサービスの純収益は、2013年第3四半期における顧客取引の低迷を受けて、前年同四半期から1,600万ユーロ、率にして8%減少しました。クレジット商品の純収益は、前年同四半期から1,000万ユーロ、率にして9%減少しましたが、これは預金・支払いサービスにおける前年同四半期から1,600万ユーロ、率にして32%の増収により十分相殺されました。その他商品からの純収益は、2012年第3四半期から1,900万ユーロ、率にして6%増加しました。これは主に、アビーライフの保険加入者からの保険金請求に備えた投資に関する時価評価の変動によるものですが、その多くは利息以外の費用によって相殺されました。

2013年第2四半期との比較では、純収益は2億2,400万ユーロ、率にして22%増加しました。これは主に、アビーライフの保険加入者からの保険金請求に備えた投資に関する時価評価の変動の結果、その他商品からの収益が増加したことによるものですが、その多くは利息以外の費用によって相殺されました。

信用リスク引当金繰入額は、2012年第3四半期から600万ユーロ、率にして86%減少し、100万ユーロとなりました。これは、米国およびスイスにおける貸出業務に起因するものです。

2013年第2四半期との比較では、信用リスク引当金繰入額（100万ユーロ）はほぼ同水準でした。

2013年第3四半期の利息以外の費用は、2012年第3四半期から1億3,500万ユーロ、率にして12%減少し、9億8,000万ユーロとなりました。この減少は、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的实施によりプログラム実施コストが前年同四半期より減少したことや、報酬費用および非報酬費用が減少したことを反映したものです。また、2013年第3四半期の訴訟関連費用も前年同四半期から減少しました。

2013年第2四半期との比較では、利息以外の費用は2,200万ユーロ、率にして2%増加しました。これは主に、前述のアビーライフ関連の効果によるものです。オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに係る実施コストの減少や2013年第3四半期の訴訟関連費用の減少により、費用の増加は一部相殺されました。

2013年第3四半期の税引前利益は、2012年第3四半期から1億7,000万ユーロ、率にして151%増加し、2億8,300万ユーロとなりました。この増加は、堅調な収益と当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムの進展、および訴訟関連費用の減少を反映したものです。

2013年第3四半期末の運用資産は、2013年第2四半期末から90億ユーロ減少して9,340億ユーロとなりました。この減少は、主に外国為替レートの変動や利益率の低い資産の流出によるものですが、市況のプラス影響により一部相殺されました。

個人顧客および中堅企業 (PBC)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第3四半期	2013年 第2四半期	2012年 第3四半期	増減 (2012年第3四半期比)	増減 (2013年第2四半期比)
純収益	2,323	2,448	2,434	(111)	(125)
信用リスク引当金繰入額	171	194	189	(18)	(22)
利息以外の費用	1,805	1,747	1,841	(36)	58
非支配持分	0	0	0	0	0
税引前利益	347	507	404	(58)	(161)
費用/収益比率	78%	71%	76%	2%	6%
税引前平均アクティブ資本利益率	10%	14%	13%	(3)%	(5)%
税引後平均アクティブ資本利益率	8%	9%	8%	(1)%	(2)%

PBC に関しては、低金利環境やドイツにおける顧客の投資活動の低迷といった困難な状況が続いていますが、信用リスク引当金繰入額は低い水準にとどまっており、貸出環境は引き続き良好に推移しました。

PBC の純収益は、2012 年第 3 四半期から 1 億 1,100 万ユーロ、率にして 5%減少し、23 億ユーロとなりました。その他商品の収益は、2012 年第 3 四半期から 7,100 万ユーロ、率にして 20%減少しました。これは、ポストバンクの投資証券ポートフォリオからの減収や、当行の資産/負債管理部門の業務からの減収および統合前にポストバンクに計上された貸倒引当金の戻入れ額（利息収入として計上）の減少に起因するものです。預金からの純収益は、低金利環境の影響による取引高の減少およびマージンの低下により、2012 年第 3 四半期から 4,100 万ユーロ、率にして 5%減少しました。投資商品や保険商品からの純収益は、2012 年第 3 四半期とほぼ同水準でした。アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）の増収は、ドイツにおける減収により相殺されました。クレジット商品からの純収益は、2012 年第 3 四半期から 100 万ユーロ増加しました。支払い・クレジットカード・口座管理からの純収益は、2012 年第 3 四半期とほぼ同水準でした。

2013 年第 2 四半期との比較では、PBC の純収益は 1 億 2,500 万ユーロ、率にして 5%減少しました。これは、前述のポストバンクにおける特定の効果を主な要因としたその他商品の 7,800 万ユーロ、率にして 22%の減収を反映したものです。投資商品および保険商品からの純収益は、主に季節要因により、2013 年第 2 四半期から 4,100 万ユーロ、率にして 13%減少しました。

信用リスク引当金繰入額は、2012 年第 3 四半期から 1,800 万ユーロ、率にして 9%減少しました。これには統合前にポストバンクに計上された貸倒引当金の戻入れ額は含まれていません。この戻入れは、利息収益として計上されています。信用リスク引当金繰入額は、ドイツにおける良好な市場環境の恩恵を受けました。

2013 年第 2 四半期との比較では、信用リスク引当金繰入額は、ドイツにおける良好な市場環境により、2,200 万ユーロ、率にして 12%減少しました。アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）の信用リスク引当金繰入額は、2013 年第 2 四半期とほぼ同水準でした。

利息以外の費用は、2012 年第 3 四半期から 3,600 万ユーロ、率にして 2%減少し、18 億ユーロとなりました。費用の削減は、ポストバンクの統合およびオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに係るその他の措置に関連した 1,700 万ユーロの実施コストの増加により一部相殺されました。これらの実施コストを除くと、利息以外の費用は 2012 年第 3 四半期から 5,300 万ユーロ減少したことになります。2012 年第 3 四半期には、華夏銀行とのクレジットカード事業での協力に関連する引当金によるマイナスの影響がありました。PBC に割当てられた管理（インフラストラクチャー）費用は、2012 年第 3 四半期から増加しました。

2013 年第 2 四半期との比較では、利息以外の費用は 5,800 万ユーロ、率にして 3%増加し、18 億ユーロとなりました。これは主に、管理（インフラストラクチャー）費用の割当額の増加およびド

イツにおける新規の中堅企業顧客向けサービスに関するコスト増によるものです。2013年第3四半期には、ポストバンクの統合およびオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに係るその他の措置に関連した5,100万ユーロの実施コストの減少が含まれています。2013年第2四半期には、華夏銀行とのクレジットカード事業での協力に関連する引当金の戻入れによるプラスの影響が含まれていました。

税引前利益は、2012年第3四半期から5,800万ユーロ、率にして14%減少しました。これは主に、減収によるものです。

PBCの**運用資産**は、2013年6月30日現在とほぼ同水準で、これは、主に預金において発生した20億ユーロの純資金流出が、30億ユーロの相場上昇分により相殺されたことによるものです。

非中核事業部門 (NCOU)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第3四半期	2013年 第2四半期	2012年 第3四半期	増減 (2012年第3四半期比)	増減 (2013年第2四半期比)
純収益	367	193	397	(30)	174
信用リスク引当金繰入額	238	174	300	(62)	64
利息以外の費用	1,311	718	607	704	593
非支配持分	1	(0)	(3)	4	1
税引前利益(損失)	(1,183)	(699)	(507)	(676)	(484)

NCOUは2013年第3四半期も引き続きリスク低減への取組みを実施し、当該取組みにおいてはわずかながら純益を生じています。NCOUの2013年第3四半期の**純収益**は、前年同四半期比43%の資産の削減に伴うポートフォリオ収益の減少により、2012年第3四半期から3,000万ユーロ、率にして8%減少し、3億6,700万ユーロとなりました。この減収は、リスク低減の取組みに伴う利益および2013年第3四半期に発生した一時的な事由により一部相殺されました。

2013年第2四半期との比較では、2013年第3四半期の純収益は1億7,400万ユーロ、率にして90%増加し、3億6,700万ユーロとなりました。これは、前四半期が6月の市場環境の悪化により悪影響を受けたことによるものです。2013年のポートフォリオ収益は、資産の削減に伴って想定通りに減少傾向を示していますが、これは各四半期における各種の一時的な事由の影響により一部相殺されています。

2013年第3四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、2012年第3四半期から6,200万ユーロ減少しました。これは主にIAS(国際会計基準)第39号に基づき区分変更されたエクスポージャーに対する引当金繰入額の減少によるものです。

2013年第2四半期との比較では、信用リスク引当金繰入額は、主にIAS(国際会計基準)第39号に基づき区分変更されたエクスポージャーに対する一件の多額の繰入により、6,400万ユーロ増加しました。

2013年第3四半期の**利息以外の費用**は、13億ユーロとなりました。2012年第3四半期からの7億400万ユーロの増加は、主に過去の米国の住宅ローン担保債券(RMBS)事業に関連する追加の訴訟費用引当金によるものです。2013年第3四半期の利息以外の費用には、ザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガス、マヘル・ターミナルズ、BHFバンクなどの事業用資産の通常の事業運営に関連する2億9,300万ユーロの費用が含まれています。

2013年第2四半期との比較では、利息以外の費用は、主に従来から保有している米国の住宅ローン担保債券(RMBS)事業に関連して訴訟関連費用が増加したことにより、5億9,300万ユーロ、率

にして 83%増加し、13 億ユーロとなりました。2013 年第 3 四半期の利息以外の費用には、ザ・コスモポリタン・オブ・ラスベガス、マヘル・ターミナルズ、BHF バンクなどの事業用資産の通常の事業運営に関連する 2 億 9,300 万ユーロの費用が含まれています。

NCOU の 2013 年第 3 四半期の**税引前損失**は、主に訴訟関連の引当金により、2012 年第 3 四半期から 6 億 7,600 万ユーロ増加しました。

2013 年第 3 四半期に、CRD4 完全適用ベースの基準によるリスク・ウェイトド・アセット相当額に基づく資本需要額 180 億ユーロの軽減を達成し、調整後のバランスシートは 70 億ユーロ縮小しました。当該四半期における変動には、リスク管理部門による見直しおよび再調整を受けて行われたオペレーショナル・リスクのリスク・ウェイトド・アセット 70 億ユーロの中核事業部門への移管が含まれています。2013 年第 3 四半期におけるバーゼル 2.5 の基準によるリスク・ウェイトド・アセット相当額に基づく資本需要額の軽減は 150 億ユーロでした。

連結および調整 (C&A)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013 年 第 3 四半期	2013 年 第 2 四半期	2012 年 第 3 四半期	増減 (2012 年第 3 四半期比)	増減 (2013 年第 2 四半期比)
純収益	(168)	(168)	(410)	242	(0)
信用リスク引当金繰入額	0	0	1	(1)	0
利息以外の費用	(6)	38	(111)	105	(44)
非支配持分	(10)	(1)	(6)	(4)	(9)
税引前利益(損失)	(152)	(205)	(293)	141	52

2013 年第 3 四半期は、2012 年第 3 四半期の 2 億 9,300 万ユーロの税引前損失に対し、1 億 5,200 万ユーロの**税引前損失**を計上しました。これは主に、マネジメントレポートと IFRS（国際財務報告基準）で適用する会計処理方法が異なることから発生する期間差異によるもので、2012 年第 3 四半期は 2 億 7,300 万ユーロのマイナスであったのに対し、2013 年第 3 四半期は 5,800 万ユーロのマイナスとなりました。当行の資金調達に関連する米ドル/ユーロのベースス・スワップの時価評価による影響は、米ドル/ユーロのベースス・スワップ・スプレッドが拡大したことにより、2013 年第 3 四半期においては重大な結果を生じませんでした。2012 年第 3 四半期には、約 1 億 3,500 万ユーロのマイナスの影響が含まれていました。また、2012 年第 3 四半期には、経済的にヘッジされた短期ポジションに関連する会計処理方法の違いによる約 9,000 万ユーロのマイナスの影響も含まれていました。2013 年第 3 四半期においては、中・長期のユーロおよび米ドルのイールドカーブが上昇したことにより、これらは重大な影響をもたらしませんでした。2012 年第 3 四半期の業績には、関連する二重課税条約の適用による英国における銀行税の控除も含まれており、これはドイツにおける銀行税の発生を上回るものでした。

2013 年第 2 四半期との比較では、C&A の 2013 年第 3 四半期の**税引前損失**は、前四半期の 2 億 500 万ユーロから 5,300 万ユーロ減少し、1 億 5,200 万ユーロとなりました。マネジメントレポートと IFRS（国際財務報告基準）で適用する会計処理方法が異なることによる影響は、2013 年第 2 四半期は 900 万ユーロのマイナスであったのに対し、2013 年第 3 四半期は 5,800 万ユーロのマイナスとなりました。これは、様々な特有の事由によるプラスの影響を上回るものでした。

本件に関するお問い合わせ先：
広報部
電話：(03) 5156-7704

添付資料：

本資料は 2013 年第 3 四半期補足財務データの抜粋です。

2013 年第 3 四半期の補足財務データはhttp://www.db.com/ir/en/content/reports_2013.htm より入手可能です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの 2013 年 4 月 15 日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRS に準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRS に基づき報告された数字と直接比較可能な数字への調整については、同じく www.deutsche-bank.com/ir から入手可能な 2013 年第 3 四半期決算補足財務データをご参照ください。

資料

ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位: 百万ユーロ	2013年9月30日に 終了した3ヵ月	2012年9月30日に 終了した3ヵ月	2013年9月30日に 終了した9ヵ月	2012年9月30日に 終了した9ヵ月
利息および類似収益	6,718	7,576	20,301	25,243
利息費用	3,081	3,846	9,362	13,363
純利息収益	3,637	3,730	10,939	11,880
信用リスク引当金繰入額	512	555	1,340	1,287
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	3,125	3,175	9,599	10,592
手数料およびフィー収益	3,028	2,991	8,878	8,576
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得	413	1,930	4,594	5,574
売却可能金融資産に係る純利得	103	65	237	118
持分法適用投資に係る純利益	132	164	273	72
その他の収益（損失）	432	(231)	429	(357)
利息以外の収益合計	4,108	4,919	14,412	13,983
給与手当	2,905	3,292	9,657	10,322
一般管理費	4,109	3,237	10,488	9,679
保険業務に係る費用	171	162	356	307
無形資産の減損	0	0	0	10
再構築費用	30	276	287	276
利息以外の費用合計	7,215	6,967	20,787	20,594
税引前利益	18	1,127	3,224	3,981
法人所得税費用（ベネフィット）	(33)	373	1,178	1,153
純利益	51	754	2,047	2,828
非支配持分に帰属する純利益	10	7	20	36
ドイツ銀行株主に帰属する純利益	41	747	2,026	2,792

資料

ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

資産		
単位: 百万ユーロ	2013年9月30日現在	2012年12月31日現在
現金および銀行預け金	16,965	27,877
利付銀行預け金	97,501	120,637
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	34,482	36,570
借入有価証券	24,608	24,013
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	219,247	254,459
デリバティブ金融商品のプラスの時価	576,237	768,353
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	182,641	187,027
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	978,125	1,209,839
売却可能金融資産	51,585	49,400
持分法適用投資	3,572	3,577
貸出金	381,779	397,377
土地建物および設備	4,625	4,963
のれんおよびその他の無形資産	14,095	14,219
その他の資産	171,485	123,702
法人所得税資産	9,148	10,101
資産合計	1,787,971	2,022,275

資料

ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

負債および資本		
単位: 百万ユーロ	2013年9月30日現在	2012年12月31日現在
預金	537,330	577,210
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	17,203	36,144
貸付有価証券	3,581	3,166
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	61,279	54,400
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	553,425	752,652
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債	92,253	110,409
投資契約負債	7,988	7,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	714,945	925,193
その他の短期借入金	65,479	69,661
その他の負債	228,968	179,099
引当金	6,902	5,110
法人所得税負債	3,060	3,036
長期債務	141,667	157,325
信託優先証券	12,070	12,091
自己普通株式購入義務	0	0
負債合計	1,731,206	1,968,035
普通株式、無額面、名目価値 2.56 ユーロ	2,610	2,380
資本剰余金	26,132	23,776
利益剰余金	29,737	29,199
自己普通株式、取得原価	(15)	(60)
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後 ⁽¹⁾	(2,004)	(1,294)
株主持分合計	56,461	54,001
非支配持分	304	239
資本合計	56,765	54,240
負債および資本合計	1,787,971	2,022,275

(1) 確定拠出年金に関連した数値計算上の差異を除く(税引後)。

資料

ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2013年 第3四半期	2012年 第3四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（四半期末） ⁽¹⁾	€ 33.94	€ 30.75	10%
ドイツ銀行株式 高値 ⁽¹⁾	€36.58	€ 34.13	7%
ドイツ銀行株式 安値 ⁽¹⁾	€30.44	€ 22.11	38%
基本的1株当たり利益	€0.04	€ 0.80	(95)%
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾	€0.04	€ 0.78	(95)%
平均流通普通株式数（基本的、百万株）	1,027	934	10%
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株）	1,053	957	10%
税引前平均株主持分合計利益率 ⁽³⁾	0.1%	7.9%	(7.8) ppt
税引前平均アクティブ資本利益率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	0.1%	7.9%	(7.9) ppt
平均株主持分合計利益率（税引後） ⁽³⁾	0.3%	5.3%	(5.0) ppt
平均アクティブ資本利益率（税引後） ⁽³⁾⁽⁴⁾	0.3%	5.3%	(5.0) ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 ⁽³⁾	€54.87	€ 60.63	(10)%
費用/収益比率 ⁽³⁾	93.2%	80.6%	12.6 ppt
報酬比率 ⁽³⁾	37.5%	38.1%	(0.6) ppt
非報酬比率 ⁽³⁾	55.6%	42.5%	13.2 ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	7,745	8,649	(10)%
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	512	555	(8)%
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	7,215	6,967	4%
税引前利益 単位：百万ユーロ	18	1,127	(98)%
純利益 単位：百万ユーロ	51	754	(93)%
資産合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	1,788	2,194	(18)%
株主持分合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	56.5	56.8	(1)%
リスク・ウェイトド・アセット ⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 単位：十億ユーロ	310	366	(15)%
普通株等 Tier 1 自己資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	13.0%	10.7%	2.3 ppt
Tier 1 自己資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	17.0%	14.2%	2.8 ppt
拠点数 ⁽⁵⁾	2,897	2,973	(3)%
内、ドイツ国内の拠点数	1,926	1,946	(1)%
従業員数（常勤相当） ⁽⁵⁾	98,662	100,474	(2)%
内、ドイツ国内の従業員数	47,194	47,262	0%
長期格付 ⁽⁵⁾			
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	A2	A2	
スタンダード・アンド・プアーズ	A	A+	
フィッチ・レーティングス	A+	A+	

- (1) 株価情報の出所：トムソン・ロイター。高値および安値は、XETRAにおける日中取引最高値／最安値を表示。
- (2) 希薄化後1株当たり利益は、想定される転換による分子への影響を含む。
- (3) 定義については、「Financial Data Supplement 3Q 2013（英文のみ）」の18、19頁を参照のこと。
- (4) 平均アクティブ資本の調整については、「Financial Data Supplement 3Q 2013（英文のみ）」の17頁を参照のこと。
- (5) 期末時点
- (6) リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率はバーゼル2.5に基づく。

* 本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映していません。

ドイツ銀行、銀行間取引金利に関する集団和解の一環として欧州委員会との間で和解合意

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、銀行間取引金利の申告に関する欧州委員会による調査の結果について、集団和解の一環として同委員会との間で和解したことを発表しました。この和解は、ユーロ金利デリバティブ（EIRD）および円金利デリバティブ（YIRD）のトレーディングに関する調査に関するものです。この和解の一環として、ドイツ銀行は、EIRD について 4.66 億ユーロ、YIRD について 2.59 億ユーロ、合わせて 7.25 億ユーロを支払うことに合意しました。

この和解金額は特に、ドイツ銀行が調査対象とされた各市場において高い市場シェアをもっていることを反映したものです。

共同 CEO のユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは、次のように述べています。「本日の和解は、過去の問題点を清算する当行の取組みにおいて大きな一歩を記すものです。この和解は、ドイツ銀行の価値および信念に著しく背いて業務を行った複数の個人の過去の行為に関連するものです。誠実さをもって行動することはドイツ銀行の基本的価値観であり、すべての行員がこれを厳守することが求められています。このような不正が二度と起きないように、当行全体の最重要課題として取り組んでまいります。」

当行は、内部調査で判明した問題点に対応するため、独立したベンチマーク申告業務管理部門（Benchmark Submission Oversight）の新たな設置を含め、関連するビジネス部門およびインフラ部門におけるシステムおよび管理を強化するための重要な措置を講じました。ベンチマーク申告業務管理部門は、現在、当行の銀行間取引金利の申告業務を監視し、リスク管理部門に報告しています。「ストラテジー2015 プラス」の一環として、当行はそのシステムと管理を業界最高水準に引上げるために 10 億ユーロを投資しています。これには管理部門の増員も含まれます。

今回の和解金額は、その大部分が当行の訴訟準備金として既に計上されており、本件のために更に追加して重要な準備金の引当ては行いません。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任を負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの 2013 年 4 月 15 日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

欧州銀行監督機構による透明性調査について

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は、欧州銀行監督機構（EBA）、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）、ドイツ連邦銀行（中央銀行）が本日発表した2013年EU域内透明性調査に関する情報およびこれによりEBAの監督当局理事会による決定が実行されたことを確認します。

対象となった欧州の64銀行の一つであるドイツ銀行は、要求された2012年12月31日現在と2013年6月30日現在の一連のデータを、ドイツ連邦銀行およびBaFinに提出しました。当該提出データについては、EBAのウェブサイト（<http://www.eba.europa.eu/>）または当行のウェブサイト（<https://www.db.com/media>）でご覧いただけます。

2013年EU域内透明性調査の背景

2013年5月、EBAは次回のEU域内ストレス・テスト（財務健全性審査）の実施日程について調整を行い、資産評価の完了を優先するため2014年まで延期することとしました。その一方で、EBAの監督当局理事会は、EUの銀行セクターが保有するエクスポージャーの実態について、透明性と比較可能性を確保するため、2013年の下期に適切な開示を行う方針を決めました。そして、10月に開催された同理事会において、市場参加者に対する十分かつ適正な情報提供を目的に2013年11月から12月に透明性調査を実施するとして、その形式と範囲について合意されました。調査の対象となったのは64行で、各行が開示のため以下の情報を提出しました。

- I. 自己資本
- II. 信用リスク
- III. 証券化の概要
- IV. 市場リスク
- V. ソブリンエクスポージャー
- VI. リスク・ウェイトド・アセット（RWA）

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2013年4月15日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

2013年12月20日

ドイツ銀行、住宅ローン関連の訴訟案件で和解

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、住宅ローン担保証券に関する訴訟案件で、米連邦住宅抵当金庫（ファニーメイ）と米連邦住宅貸付抵当公社（フレディマック）を監督する米連邦住宅金融局（FHFA）と和解の合意に至った旨を発表しました。今回の合意により、当行は14億ユーロの支払いを行います。

FHFAは、住宅ローン担保証券に関連して、当行を含む17の金融機関を提訴しています。これまでに、当行以外では2行との和解の内容が明らかにされています。

当案件は、2005年から2007年の間に、ファニーメイとフレディマックに対して行われた特定の住宅ローン担保証券の販売に際し、当行が十分な開示を行わなかったとの申立てに基づくもので、今回合意に至ったことで、ドイツ銀行に対する住宅ローン関連訴訟としては最大の案件が解決したことになります。

FHFAは、ファニーメイとフレディマックが購入した特定の住宅ローン担保証券について、それらの裏付けとなっている住宅ローンの買戻しに関し、当行が特定の事実の表明保証に違反したと主張してきましたが、今回の和解には、かかる買戻しを求める過去および将来の潜在的な請求を決着させるFHFAとの合意も含まれています。

本件について、当行共同CEOのユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは次のように述べています。「本日の合意により、過去の問題点の清算に向けてまた一歩前進しました。当行は、2014年中に更なる進展を図る所存です」

加えて、「私たちは、一連の訴訟を引き起こすこととなった住宅ローンビジネスから既に撤退しており、内部管理の改善も図ってきました」と述べました。

「ストラテジー2015 プラス」の一環として、当行はそのシステムと管理を業界最高水準に引き上げるために10億ユーロを投資しています。

今回の和解金額は、その大部分が当行の訴訟準備金として既に計上されており、本件のために更に追加して重要な準備金の引当ては行いません。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任を負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2013年4月15日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、2013年第4四半期および通年の暫定業績を発表

2013年通年業績

- グループ全体の税引前利益（IBIT）は21億ユーロで、2012年から154%増加
- 非中核事業部門を除く中核事業部門の税引前利益は53億ユーロ（2012年から41%増加）
- グループ全体の純収益は319億ユーロ（2012年から5%減少）、中核事業部門の純収益は310億ユーロ（2012年から5%減少）、いずれも主にCB&Sの減収を反映
- グループ全体の利息以外の費用は278億ユーロ
- 調整済コストはグループ全体で232億ユーロ（2012年から6%減少）、中核事業部門では213億ユーロ（2012年から7%減少）
- オペレーショナル・エクセレンス・プログラムにより累計で21億ユーロの節減を達成（2013年の実施コストは13億ユーロ）
- 過去の問題点を清算する取組みの結果、2013年の訴訟費用は25億ユーロ。訴訟損失引当金残高は2013年末現在で23億ユーロ
- 2013年末現在のグループ全体の資産合計（調整後）は1兆1,000億ユーロ（2012年から11%減少）、中核事業部門の資産（調整後）は1兆ユーロ（2012年から8%減少）
- CRD4のレバレッジエクスポージャーは1兆5,000億ユーロ（2012年末から14%減少）、リスク・ウェイトド・アセットは3,550億ユーロ（2012年末から11%減少）
- CRD4完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率は9.7%
- CRD4完全適用ベース（調整後）のレバレッジレシオは3.1%
- 2013年の税引後平均アクティブ資本利益率は、グループ全体で2%、中核事業部門は7%

2013年第4四半期業績

- グループ全体の収益は66億ユーロで、主にCB&Sの業績を反映して2012年第4四半期から16%減少
- グループ全体で12億ユーロの税引前損失
- グループ全体のIBITには、信用評価調整（CVA）、債務評価調整（DVA）および調達評価調整（FVA）による6億2,300万ユーロに上る費用、5億900万ユーロの実施コストおよび5億2,800万ユーロの訴訟費用が含まれる
- 中核事業部門の税引前損失は2,600万ユーロ
- CVA・DVA・FVA、実施コスト、訴訟およびその他の項目の調整後では、中核事業部門は2013年第4四半期において13億ユーロの税引前利益となる

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は、本日、2013年第4四半期ならびに通年の業績を発表しました。本リリース記載の数字はすべて暫定的かつ未監査です。2013年の年次報告書およびForm 20-F（監査済財務書類を含む）は2014年3月20日に提出・公表される予定です。

共同CEOのユルゲン・フィッチェンおよびアンシュール・ジェインは、次のように述べています。
「2013年は、前年に引き続き、当行の将来の成長に向けての投資を行い、過去の問題点の清算に取り組みつつ当行の内部管理体制の強化をさらに推し進める一年となりました。これらの要因は当行の決算に影響を与えました。それにもかかわらず、当行の中核をなす事業の収益性は、過去10年で最高の水準を示し、ドイツ銀行をこれまでより健全かつ安全で、よりバランスのとれた形へと変えることができました。2014年は、さらなる課題に取り組みその確実な実行を求められる一年となるものと思われませんが、当行は、2015年に向けた目標の達成および当行の戦略的ビジョンの実施は、いずれも可能であると確信しています。」

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年通年	2012年通年
純収益	6,580	7,745	7,873	31,931	33,736
信用リスク引当金繰入額	689	512	434	2,029	1,721
利息以外の費用	7,044	7,215	10,606	27,832	31,201
このうち: 実施コスト	509	242	356	1,331	905
税引前利益(損失)	(1,153)	18	(3,167)	2,071	814
純利益	(965)	51	(2,513)	1,082	315
費用/収益比率	107%	93%	135%	87%	92%
税引後平均アクティブ資本利益率	(6.9)%	0.3%	(18.4)%	1.9%	0.5%

2013年第4四半期

2013年第4四半期のドイツ銀行グループの純収益は、2012年第4四半期から16%減少して、66億ユーロとなりました。これは主に、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）における業績の不振と、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）における小幅な減収によるものでした。ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント（DeAWM）の四半期収益は2012年第4四半期から8%増加し、個人顧客および中堅企業（PBC）では前年同四半期と同水準でした。

2013年第4四半期の利息以外の費用は、2012年第4四半期から34%減少して、70億ユーロとなりました。2012年第4四半期の利息以外の費用には、のれんおよび無形資産の大きな減損や多額の訴訟費用が含まれていました。

2013年第4四半期は12億ユーロの税引前損失で、純損失は10億ユーロとなりました。

2013 年通年

2013 年通年の純収益は、前年から 5%減少して、319 億ユーロとなりました。この減少は、主にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の減収およびグローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の若干の減収に起因するもので、個人顧客および中堅企業 (PBC) の 2013 年通年の収益は横ばい、ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM) は増収でした。

2013 年通年の利息以外の費用は、前年から 11%減少して、278 億ユーロとなりました。これは、当行の費用の削減策の成果や、2012 年に含まれていたのれんおよび無形資産の大きな減損が今期にはなかったことを反映したものです。2013 年通年の税引前利益は 21 億ユーロ、純利益は 11 億ユーロとなりました。

特定費用項目

単位:百万ユーロ	2013 年第 4 四半期					税引前利益 (調整後)
	税引前利益 (報告ベース)	実施コスト	訴訟費用	CVA/DVA/FVA	その他(純額) ¹	
CB&S	95	(121)	(237)	(176)	2	627
GTB	95	(61)	(11)		(60) ²	227
DeAWM	199	(73)	(56)		(14)	342
PBC	219	(252)	0		(2)	473
C&A	(635)	8	(3)	(276)	(4)	(361)
中核事業部門	(26)	(498)	(306)	(452)	(78)	1,308
非中核事業部門	(1,127) ³	(10)	(222)	(171)	(3)	
ドイツ銀行グループ	(1,153)	(509)	(528)	(623)	(81)	587

注記：数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではありません。

- 1) その他退職費用ならびにのれんおよび無形資産の減損を含む
- 2) のれんおよびその他無形資産の減損 57 百万ユーロを含む
- 3) 予定される BHF の売却による (197) 百万ユーロを含む

単位:百万ユーロ	2013 年通年					税引前利益 (調整後)
	税引前利益 (報告ベース)	実施コスト	訴訟費用	CVA/DVA/FVA	その他(純額) ¹	
CB&S	3,071	(334)	(1,087)	(203)	(27)	4,722
GTB	1,117	(109)	(11)		(63) ²	1,300
DeAWM	781	(318)	(50)		(20)	1,170
PBC	1,556	(552)	(1)		(14)	2,124
C&A	(1,248)	7	(8)	(276)	(20)	(951)
中核事業部門	5,277	(1,307)	(1,157)	(479)	(144)	8,364
非中核事業部門	(3,206) ³	(24)	(1,296)	(171)	(4)	
ドイツ銀行グループ	2,071	(1,331)	(2,453)	(650)	(148)	6,653

注記：数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではありません。

- 1) その他退職費用ならびにのれんおよび無形資産の減損を含む
- 2) のれんおよびその他無形資産の減損 57 百万ユーロを含む
- 3) 予定される BHF の売却による (197) 百万ユーロを含む

調整済コスト

単位:百万ユーロ	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	通年	通年
	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期		
	2012年				2013年				2012年	2013年
利息以外の費用	6,993	6,635	6,967	10,606	6,623	6,950	7,215	7,044	31,201	27,832
調整済コスト	6,411	6,117	6,045	6,090	6,034	5,910	5,600	5,699	24,664	23,243
以下を除く:										
実施コスト ¹	69	96	384	355	224	356	242 ⁴	509	905	1,331
訴訟費用 ²	240	272	308	1,787	132	630	1,163	528	2,607	2,453
保険業務に係る費用	150	(3)	162	107	192	(7)	171	104	414	460
その他退職費用	101	98	43	5	11	42	14	2	247	69
その他	22	56	25	2,262 ³	31	18	24	202 ⁵	2,364	275
費用/収益比率(調整後)	70%	76%	70%	77%	64%	72%	72%	87%	73%	73%
報酬比率	40%	42%	38%	40%	38%	39%	38%	40%	40%	39%

注記: 数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではありません。

- 1) ポストバンクおよびオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関する実施コストが含まれる
- 2) 2013年第1四半期に算出手法を変更したことにより従前報告した数字と異なる
- 3) 部門特有のその他の一時的費用(オランダにおける商業銀行事業に関する280百万ユーロの費用、ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメントにおける情報技術(IT)の90百万ユーロの評価減ならびにのれんおよびその他無形資産の1,876百万ユーロの減損等)を含む
- 4) リスク低減の取組みに関する実施コストの調整
- 5) のれんおよび無形資産の79百万ユーロの減損および過去の内部費用配分の修正による相当額の影響が含まれる

自己資本、流動性および資金調達

ドイツ銀行グループ

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2013年12月31日	2013年9月30日	2012年12月31日
普通株式等 Tier 1 資本比率 ¹ (%)	9.7%	9.7%	7.8%
リスク・ウェイトド・アセット ¹	355	365	401
資産合計(IFRS)	1,649	1,788	2,022
資産合計(調整後)	1,080	1,122	1,209
CRD 4 レバレッジエクスポージャー	1,451	1,519	1,683
レバレッジレシオ ²	3.1%	3.1%	2.6%

1) CRR/CRD 4(完全適用ベース)に基づく。

2) CRR/CRD 4(完全適用ベース(調整後))に基づく。

当行の2013年末現在の普通株式等 Tier 1 資本比率(CRD4 完全適用ベース)は、2013年9月30日現在から変わらず9.7%でした。2013年第4四半期に発生した損失分については、リスク・ウェイトド・アセットが100億ユーロ減少したことで相殺されました。

2013年末現在のCRD4 完全適用ベース(調整後)のレバレッジレシオ(負債比率)は、2013年9月30日現在から変わらず3.1%でした。

部門別業績

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年通年	2012年通年
純収益	2,461	2,935	3,377	13,623	15,448
信用リスク引当金繰入額	65	43	43	185	81
利息以外の費用	2,306	2,537	3,936	10,351	12,459
このうち: 実施コスト	121	73	86	334	311
税引前利益(損失)	95	345	(605)	3,071	2,891
費用/収益比率	94%	86%	117%	76%	81%
税引後平均アクティブ資本利益率	(1)%	6%	(8)%	9%	9%

2013年第4四半期業績

2013年第4四半期のCB&Sの税引前利益は、減収に加え、訴訟費用および費用削減の取組みに関連する実施コストの発生を反映して、9,500万ユーロとなりました。

CB&Sの収益は、主に債券および為替ビジネスの厳しい状況を受けて、前年同四半期から27%減少しました。債券およびその他商品のセールス/トレーディングの収益は、前年同四半期から31%減少しました。株式セールス/トレーディングは前年同四半期から8%の増収、オリジネーションとアドバイザーは前年同四半期と同水準の収益を上げたものの、前述の減収を相殺するには至りませんでした。

2013年第4四半期の業績は、債務評価調整(DVA)による1億1,000万ユーロの費用および信用評価調整(CVA)による1億4,900万ユーロの費用の影響も受け、これらは調達評価調整(FVA)による8,300万ユーロのプラスの影響を相殺しました。FVAは、無担保のデリバティブ・ポジションに関してドイツ銀行が負担した潜在的な資金調達コストを反映するため2013年第4四半期に実施した調整です。

DVA、CVAおよびFVAの影響を除くと、2013年第4四半期の収益は、前年同四半期から13%減少したことになります。

CB&Sの利息以外の費用は、2012年第4四半期から41%減少しました。この減少は主に、2012年第4四半期に計上された12億ユーロの無形資産の減損が2013年第4四半期には発生しなかったことを反映しています。当該減損を調整したベースでは、利息以外の費用は、費用削減の取組みや外国為替相場の良好な推移を要因として、4億5,700万ユーロ、率にして17%の減少となりました。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年通年	2012年通年
純収益	976	1,023	1,126	4,069	4,200
信用リスク引当金繰入額	86	58	67	315	208
利息以外の費用	795	586	1,304	2,638	3,326
このうち: 実施コスト	61	18	41	109	41
税引前利益(損失)	95	379	(245)	1,117	665
費用/収益比率	81%	57%	116%	65%	79%
税引後平均アクティブ資本利益率	0%	21%	(15)%	13%	10%

2013年第4四半期業績

GTBの税引前損益は、2012年第4四半期の2億4,500万ユーロの税引前損失に対して、2013年第4四半期は9,500万ユーロの税引前利益を計上しました。前年同四半期の税引前損失には、買収したオランダの商業銀行事業の再建に関連する多くの費用計上が含まれていました。2013年第4四半期の税引前利益には、6,100万ユーロの実施コストおよびオランダの商業銀行の買収に関連する5,700万ユーロの無形資産の減損が含まれます。これらの項目を調整したベースでは、2013年第4四半期の税引前利益は2億1,300万ユーロとなりました。

収益は、2012年第4四半期から1億5,000万ユーロ、率にして13%減少しました。この減収は主に、上記の買収に関連して売り手から受けたクレジット・プロテクションの決済に関連して2012年第4四半期に発生したプラスの影響が2013年第4四半期には発生しなかったことを反映したものです。これを調整したベースでは、2013年第4四半期の収益は、好調な取引高および顧客残高の増加を要因として、マージン低下傾向や継続する低金利環境の影響を相殺してもなお、前年同四半期から若干の増収となりました。

信用リスク引当金繰入額は、2012年第4四半期から1,900万ユーロ増加して、8,600万ユーロとなりましたが、これは主に、貿易金融における一顧客に発生した信用事由に関連するもので、2013年第1四半期および第2四半期の信用リスク引当金繰入額にも影響を与えました。

利息以外の費用は、2012年第4四半期に計上されたオランダの買収関連費用や訴訟費用が2013年第4四半期には発生しなかったことを反映して、前年同四半期から39%減少しました。これを調整したベースの利息以外の費用は、ビジネスの成長をサポートするための実施コストやその他の費用の増額により、前年同四半期から増加しました。

ドイチェ・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント (DeAWM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年通年	2012年通年
純収益	1,187	1,265	1,096	4,735	4,470
信用リスク引当金繰入額	9	1	2	23	18
利息以外の費用	979	982	1,355	3,932	4,297
このうち: 実施コスト	73	60	15	318	105
税引前利益(損失)	199	282	(262)	781	154
費用/収益比率	82%	78%	124%	83%	96%
税引後平均アクティブ資本利益率	6%	14%	(12)%	8%	2%

2013年第4四半期業績

DeAWMの税引前損益は、2012年第4四半期にはのれんおよび無形資産の減損に係る多額の費用ならびにその他の一時的支出が含まれ2億6,200万ユーロの税引前損失を計上したのに対して、2013年第4四半期は1億9,900万ユーロの税引前利益を計上しました。実施コストおよび訴訟費用を除いた2013年第4四半期の税引前利益は、3億2,800万ユーロとなりました。

収益は、主にアクティブ投資およびオルタナティブ・リアル・アセットにおける高マージン商品の伸びを反映して、2012年第4四半期から8%増加しました。

利息以外の費用は、2012年第4四半期から28%減少しましたが、その主な要因としては、前年同四半期には多数計上された一時的な費用が、2013年第4四半期には発生しなかったことが挙げられます。前年同四半期の当該費用ならびに実施コストおよび訴訟費用の影響を除くと、利息以外の費用は、堅調なコスト管理の取組みを反映して、1億3,400万ユーロ、率にして14%の減少となりました。

2013年第4四半期の資産流出額は80億ユーロであり、主に現金および低マージン商品において生じました。

個人顧客および中堅企業 (PBC)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年 通年	2012年 通年
純収益	2,393	2,324	2,403	9,550	9,540
信用リスク引当金繰入額	243	171	216	719	781
利息以外の費用	1,931	1,805	1,899	7,274	7,224
このうち: 実施コスト	252	83	209	552	440
税引前利益(損失)	219	347	287	1,556	1,519
費用/収益比率	81%	78%	79%	76%	76%
税引後平均アクティブ資本利益率	1%	8%	5%	7%	8%
税引前利益(損失)の事業部門別 内訳	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年 通年	2012年 通年
プライベート&コマーシャル・バンキング	21	74	5	341	468
アドバイザー・バンキング(インターナショナル)	146	155	151	665	543
ポストバンク	52	117	131	550	508

2013年第4四半期業績

PBCの2013年第4四半期の税引前利益は、2億1,900万ユーロを計上しました。税引前利益は、主に、ポストバンクの統合およびオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連して増加した2億5,200万ユーロの実施コストを反映して、2012年第4四半期から24%減少しました。実施コスト調整後の税引前利益は、前年同四半期から5%の減少となりました。

収益は2012年第4四半期とほぼ同水準となった一方で、信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から12%増加しました。ドイツ国内においては信用リスク引当金繰入額が減少したものの、アドバイザー・バンキング(インターナショナル)の信用リスク引当金繰入額の増加がこれを上回りました。

実施コストの4,400万ユーロの増加を除くと、利息以外の費用は、2012年第4四半期とほぼ同水準でした。

連結および調整 (C&A)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年通年	2012年通年
純収益	(336)	(168)	(129)	(931)	(975)
信用リスク引当金繰入額	0	0	(1)	0	0
利息以外の費用	293	(6)	583	331	582
税引前利益(損失)	(635)	(153)	(695)	(1,248)	(1,493)

2013年第4四半期業績

C&Aの2013年第4四半期の税引前損失は、6億3,500万ユーロとなりました。その最も重要な要因として、金利エクスポージャーの軽減を目的とした財務（トレジャリー）との内部資金調達取引に関連する2億7,600万ユーロの調達評価調整（FVA）の影響が挙げられます。また、英国およびドイツにおける1億3,200万ユーロの銀行税も含まれています。

非中核事業部門 (NCOU)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2012年 第4四半期	2013年通年	2012年通年
純収益	(101)	367	(0)	886	1,054
信用リスク引当金繰入額	288	238	105	788	634
利息以外の費用	741	1,311	1,529	3,307	3,312
税引前利益(損失)	(1,127)	(1,183)	(1,648)	(3,206)	(2,923)

2013年第4四半期業績

NCOUの2013年第4四半期の税引前損失は、11億ユーロとなりました。これは、当行の継続的なリスク低減の取組み、訴訟費用および予定されるBHFの売却に関連する1億9,700万ユーロの損失の影響を反映したものです。また、FVAに係る1億7,100万ユーロの費用も含まれています。

信用リスク引当金繰入額は、主に欧州の商業用不動産に関連する特定の信用事由を要因として、2012年第4四半期から1億8,300万ユーロ増加しました。

利息以外の費用は、2012年第4四半期から7億8,800万ユーロ減少しました。これは主に、訴訟費用の大幅な減少（2012年第4四半期の6億1,400万ユーロに対して、2013年第4四半期は2億2,200万ユーロ）および前年同四半期に計上された4億2,100万ユーロの無形資産の減損が2013年第4四半期には発生しなかったことによるものです。これらの影響を除くと、2013年第4四半期の利息以外の費用は、前年同四半期とほぼ同水準であったこととなります。

2013年12月末現在の資産合計（調整後）は、2012年12月末から420億ユーロ、率にして44%減少して、530億ユーロとなりました。CRD4に基づくリスク・ウェイト・アセット相当額は、460億ユーロ、率にして43%減少して、600億ユーロとなりました。

本リリース記載の数字は暫定的かつ未監査です。2013年の年次報告書およびForm 20-Fは2014年3月20日に公表される予定です。2013年第4四半期の補足財務データは、2014年1月29日に公表される予定です。同日、フランクフルトにおいてプレス・コンファレンスを開催します。

本件に関するお問い合わせ先：

広報部

電話：(03) 5156-7704

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2013年4月15日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRSに基づき報告された数字と直接比較可能な数字への調整につき本リリースに記載されていない場合には、2014年1月20日に行われる予定のプレゼンテーション（同じく www.deutsche-bank.com/ir から入手可能）をご参照ください。

添付資料：

本資料は2014年1月29日発表の2013年第4四半期補足財務データの抜粋です。

2013年第4四半期の補足財務データは http://www.deutsche-bank.de/ir/en/content/reports_2013.htm より入手可能です。

本資料中の財務情報はIFRSに基づきます。本資料中に比較のため記載されている2012年の数字はIFRS 10の導入に伴い修正再表示されています。詳しくは2013年第1-3四半期中間報告書の「Impact of Changes in Accounting Principles」の項をご参照ください。

2013年第4四半期および2013年通年の数字は暫定的かつ未監査です。

本資料に掲載されている数字は四捨五入により必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映しません。

資料

ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位:百万ユーロ	2013年12月31日に 終了した3か月	2012年12月31日に 終了した3か月	2013年通年	2012年通年
純利息収益	3,895	4,095	14,834	15,975
信用リスク引当金繰入額	689	434	2,029	1,721
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	3,205	3,661	12,805	14,254
手数料およびフィー収益	3,000	2,807	11,878	11,383
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に 係る純利得（損失）	(347)	460	4,247	6,034
売却可能金融資産に係る純利得	157	183	394	301
持分法適用投資に係る純利益	114	91	387	163
その他の収益（損失）	(239)	237	191	(120)
利息以外の収益合計	2,686	3,778	17,098	17,761
給与手当	2,664	3,168	12,321	13,490
一般管理費	4,084	5,337	14,572	15,017
保険業務に係る費用	104	107	460	414
無形資産の減損	79	1,876	79	1,886
再構築費用	112	118	399	394
利息以外の費用合計	7,044	10,606	27,832	31,201
税引前利益（損失）	(1,153)	(3,167)	2,071	814
法人所得税費用（ベネフィット）	(189)	(654)	989	498
純利益（損失）	(965)	(2,513)	1,082	316
非支配持分に帰属する純利益（損失）	(6)	16	14	53
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）	(958)	(2,529)	1,068	263

資料

ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2013年 第4四半期	2012年 第4四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（期末） ⁽¹⁾	€ 34.68	€ 32.95	5 %
ドイツ銀行株式 高値 ⁽¹⁾	€ 37.20	€ 36.24	3 %
ドイツ銀行株式 安値 ⁽¹⁾	€ 32.94	€ 30.64	8 %
基本的1株当たり利益	€ (1.06)	€ (2.69)	(61) %
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾	€ (1.06)	€ (2.69)	(61) %
平均流通普通株式数（基本的、百万株）	1,027	940	9 %
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株）	1,027	940	9 %
税引前平均株主持分合計利益率 ⁽³⁾	(8.1) %	(22.9) %	14.7 ppt
税引前平均アクティブ資本利益率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	(8.2) %	(23.1) %	14.9 ppt
平均株主持分合計利益率（税引後） ⁽³⁾	(6.8) %	(18.2) %	11.4 ppt
平均アクティブ資本利益率（税引後） ⁽³⁾⁽⁴⁾	(6.9) %	(18.4) %	11.5 ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 ⁽³⁾	€ 53.60	€ 57.37	(7) %
基本的流通株式1株当たり有形純資産 ⁽³⁾	€ 40.04	€ 42.26	(5) %
費用/収益比率 ⁽³⁾	107.1 %	134.7 %	(27.7) ppt
報酬比率 ⁽³⁾	40.5 %	40.2 %	0.3 ppt
非報酬比率 ⁽³⁾	66.6 %	94.5 %	(27.9) ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	6,580	7,873	(16) %
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	689	434	59 %
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	7,044	10,606	(34) %
税引前利益（損失） 単位：百万ユーロ	(1,153)	(3,167)	(64) %
純利益（損失） 単位：百万ユーロ	(965)	(2,513)	(62) %
資産合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	1,649	2,022	(18) %
株主持分合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	55.1	54.0	2 %
リスク・ウェイトド・アセット ⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 単位：十億ユーロ	302	334	(10) %
普通株式等 Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	12.9 %	11.4 %	1.5 ppt
Tier 1 自己資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	16.9 %	15.1 %	1.8 ppt
拠点数 ⁽⁵⁾	2,907	2,984	(3) %
内、ドイツ国内の拠点数	1,924	1,944	(1) %
従業員数（常勤相当） ⁽⁵⁾	98,275	98,219	0 %
内、ドイツ国内の従業員数	46,377	46,308	0 %
長期格付 ⁽⁵⁾			
ムーディーズ・インバスターズ・サービス	A2	A2	
スタンダード・アンド・プアーズ	A	A+	
フィッチ・レーティングス	A+	A+	

(1) 株価情報の出所：トムソン・ロイター。高値および安値は、XETRAにおける日中取引最高値／最安値を表示。

(2) 希薄化後1株当たり利益は、想定される転換による分子への影響を含む。

(3) 定義については、「Financial Data Supplement 4Q 2013（英文）」の17、18頁を参照のこと。

(4) 平均アクティブ資本の調整については、「Financial Data Supplement 4Q 2013（英文）」の15頁を参照のこと。

(5) 期末時点

(6) リスク・ウェイトド・アセットおよび資本比率はバーゼル2.5に基づく。

2014年2月20日

ドイツ銀行、キルヒ・グループと和解

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、当行とキルヒ・グループとの間で、すべての訴訟を終結させるための和解が成立した旨を発表しました。

当和解は、ミュンヘン高等地方裁判所が 2011 年 3 月以来提示してきた和解案に基づくもので、7 億 7,500 万ユーロに利息と訴訟費用を加えた額の支払いを伴います。引当て済みの部分を除き、当該和解金の支払いにより税引後利益が約 3 億 5,000 万ユーロ減少する見込みであり、当行の 2013 年第 4 四半期決算に反映されることとなります。

今回の和解について、ドイツ銀行共同 CEO のユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは次のように述べています。「本日の合意により、広く知られ長年争われてきた過去の問題を解決することができました。これが、当行のステークホルダーの皆さまの利益に最もかなう方法であると判断しました。当行は、2014 年も残る問題の更なる解決に向けて着実に進展を図る所存です」

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの 2013 年 4 月 15 日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、2013年アニュアル・レポートを公表

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、2013年のアニュアル・レポートを公表しました。当該レポートは、アニュアル・レビューとファイナンシャル・レポートの2部構成となっています。アニュアル・レビューには、ドイツ銀行の各ビジネス部門や管理部門、株価の推移、従業員構成、企業責任活動等の概要が記載されています。

一方、ファイナンシャル・レポートには、2013年度連結財務諸表（監査済）が掲載されています。これは国際財務報告基準（IFRS）に準拠しており、報酬報告書も含まれています。2013年の業績（監査済）は、純収益が前年比5%減の319億ユーロ、利息以外の費用は同9%減の284億ユーロでした。税引前利益は前年比79%増の15億ユーロで、純利益は同116%増の6億8,100万ユーロとなりました。また、当行のCRR/CRD4完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率は2012年末現在で7.8%でしたが、先に報告した通り、2013年末現在では9.7%でした。

2014年2月20日、当行とキルヒグループとの間で、すべての訴訟を終結させるための和解が成立しました。これは2014年1月29日に暫定決算を発表した後であり、アニュアル・レポートの作成を完了する前でした。リスクに対する既存の引当金を考慮し、当該和解に伴う支払いを2013年第4四半期の業績に反映させる必要がありました。当行はまた、非中核事業部門の特定の資産に係る減損を追加で計上しました。これらの要因により、当行の税引前利益は先に発表した暫定業績より6億1,500万ユーロ減少し、14億5,600万ユーロとなり、当期純利益は4億100万ユーロ減少し、6億8,100万ユーロとなりました。

さらに、2013年末現在の訴訟損失引当金は18億ユーロに減少しました。

現金配当を1株当たり0.75ユーロとする当行取締役会および監査役会の提案に変更はありません。

監査済み最終業績の概要

（単位：百万ユーロ）	2012年	2013年
純収益	33,736	31,915
利息以外の費用合計	31,201	28,394
税引前利益	814	1,456
法人所得税	498	775
純利益	316	681
CRR/CRD4完全適用ベース 普通株式等Tier 1資本比率	7.8%	9.7%

ドイツ銀行取締役会共同会長のユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは次のように述べています。「当行のストラテジー2015 プラスは 2013 年に大きく前進しました。その結果として、当行の業績は、事業基盤に対する投資や過去の問題から生じている訴訟事案への対応による影響を反映することとなりました。これらの要因により、株主の皆さまにとって満足とはいえない決算となってしまいました。しかしながら、当行の中核事業においては、過去 10 年間で 2 番目となる好業績を、より無駄なく安全でバランスのとれた事業基盤の上で達成することができました。私たちは、ストラテジー2015 プラスの目標達成に向け、着実な取り組みを進めていく所存です」

以上

本資料は 2014 年 3 月 20 日付英文リリースの抜粋の日本語訳です。2013 年アニュアル・レビューおよびファイナンシャル・レポートは www.deutsche-bank.com/reports よりダウンロードできます (いずれも英文のみ)。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの 2014 年 3 月 20 日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

2014年3月27日

ドイツ銀行、BHFバンクの売却を完了

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、クラインオート・ベンソン・グループおよびRHJ インターナショナルへのBHFバンクの売却を完了した旨を発表しました。

ドイツ銀行は売却の対価として総額3億4,000万ユーロ（但し、クロージング後の買取価格調整に服する）を受け取る見込みで、その内訳は、3億900万ユーロの現金と、額面価格で発行された3,100万ユーロのRHJ インターナショナル株式となっています。

これまで当行では、BHFバンクを非中核事業部門（NCOU）で保有していました。

今回の売却は、CRD4 エクスポージャーを約60億ユーロ削減することにつながり、2014年第1四半期におけるCRD4完全適用ベースの普通株式等Tier 1資本比率を約5ベシスポイント（0.05%）引き上げる効果があります。

本件について、ドイツ銀行チーフ・ファイナンシャル・オフィサーのステファン・クラウスは、「非中核事業部門（NCOU）における資産売却としてはこれまでで最大の案件がこのたび完了いたしました。本件もまた、従来から保有する非中核的な資産とそれに伴うリスクを、資本効率を高める方法で削減していくという当行のコミットメントを明らかに示すものです」と述べています。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、その他 Tier 1 資本の調達に着手

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）の取締役会は本日、監査役会会長統括委員会の承認に基づき、初めて複数通貨建てによるその他 Tier 1 資本（Additional Tier 1 capital）の調達に着手することを決議しました。各トランシェの発行額は、それぞれの発行市場におけるベンチマーク債相当の規模となり、総額で少なくとも 15 億ユーロとなる見込みです。

当該発行は、2013 年 4 月 29 日に発表された、当行の資本構造のさらなる強化のための一連の施策の一環であり、2013 年 4 月の 30 億ユーロの資本調達、同年 5 月の 15 億ドルの Tier 2 劣後債（CRD4 対応）発行に続く第 3 弾の施策となるものです。当行は、2015 年末までに CRD4 対応のその他 Tier 1 資本を総額で約 50 億ユーロ調達する計画ですが、本日発表した調達は、その目標額の達成に向けた第一歩となります。

当該調達は、パーティシパトリー・ノート（participatory notes）（以下「AT1 証券」）発行の形式をとり、普通株式等 Tier 1 資本比率（段階的導入ベース）が 5.125% の水準を下回った場合には一時的な元本削減が行われるトリガー条項が付されています。当該 AT1 証券は、株主による新株引受権を排除したワラント付きで発行される予定です。この決定は 2012 年の年次株主総会における承認に基づくものです。各 AT1 証券には 1 個のワラント（ドイツ銀行の普通株式を 1 株購入する権利）が付与されます。各 AT1 証券の券面額は 10 万ユーロ（各トランシェの発行通貨によってはそれ以上）です。通常のブックビルディング方式による AT1 証券の募集の前に、当該ワラントは当初の引受人によって切り離されます。当該 AT1 証券の募集においては、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務めます。

当行は、2014 年 5 月 7 日の投資家およびアナリスト向けコンファレンスコールを含むロードショーを、来週にかけて実施する予定です。投資家向け資料は 2014 年 5 月 5 日に当行ウェブサイトのインベスター・リレーションズのページより入手可能となります。

本リリースで言及しているドイツ銀行の証券は、米国の 1933 年証券法（修正済み、以下「証券法」）に基づく登録は行われておらず、証券法のレギュレーション S にのみ基づいて発行されます。証券法に基づく登録もしくは登録の免除なしに、当該証券の米国内での募集または売出しが行われてはなりません。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの 2014 年 3 月 20 日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2012年12月31日現在 2兆120億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2012年12月31日現在で、当行は、フルタイム換算で98,219名の従業員を雇用し、世界72か国で2,984支店（そのうち65%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2013年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=131.96円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	11,377 (15,013)	9,829 (12,970)	14,309 (18,882)	15,606 (20,594)	14,170 (18,699)
利息以外の収益合計	1,160 (1,531)	15,493 (20,445)	12,984 (17,134)	15,783 (20,827)	17,850 (23,555)
純収益合計（注2）	12,537 (16,544)	25,322 (33,415)	27,293 (36,016)	31,389 (41,421)	32,020 (42,254)
税引前利益（損失）	-5,741 (-7,576)	5,202 (6,865)	3,975 (5,245)	5,390 (7,113)	784 (1,035)
当期純利益（損失）（注3）	-3,896 (-5,141)	4,958 (6,543)	2,330 (3,075)	4,326 (5,709)	291 (384)
普通株式	1,461 (1,928)	1,589 (2,097)	2,380 (3,141)	2,380 (3,141)	2,380 (3,141)
株主持分合計	30,703 (40,516)	36,647 (48,359)	48,819 (64,422)	53,390 (70,453)	54,003 (71,262)
資産合計	2,202,423 (2,906,317)	1,500,664 (1,980,276)	1,905,630 (2,514,669)	2,164,103 (2,855,750)	2,012,329 (2,655,469)
B I S 規制自己資本比率（Tier 1 / Tier 2 / Tier 3 合計）（%）（注4）	12.2	13.9	14.1	14.5	17.1
1株当たり株主持分 （ユーロ（円））	52.59 (6,940)	52.65 (6,948)	52.38 (6,912)	58.11 (7,668)	57.37 (7,571)
基本的1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	-6.87 (-907)	7.21 (951)	3.07 (405)	4.45 (587)	0.25 (33)

（注1）2012年度、2011年度、2010年度、2009年度および2008年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示された。

（注2）信用リスク引当金繰入額控除後

（注3）当期純利益（損失）のうち、54百万ユーロ、194百万ユーロ、20百万ユーロ、-15百万ユーロおよび-61百万ユーロは、それぞれ2012年度、2011年度、2010年度、2009年度および2008年度の非支配持分に帰属する純利益（損失）である。

（注4）2011年度末以降、当社グループの自己資本比率の計算には、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制において規定される資本要求指令3（「バーゼル2.5」としても知られる）に基づくトレーディング勘定および証券化ポジションに関する修正済み自己資本規制が組み込まれている。

(b) ドイツ銀行

(単位：百万ユーロ (億円))

年 度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
収益合計	48,033 (63,384)	32,513 (42,904)	33,002 (43,549)	36,529 (48,204)	32,711 (43,165)
営業利益 (損失)	-5,407 (-7,135)	718 (947)	1,373 (1,812)	4,269 (5,633)	3,090 (4,078)
当期純利益 (損失)	-2,185 (-2,883)	1,173 (1,548)	488 (644)	1,426 (1,882)	729 (962)
資本金	1,461 (1,928)	1,589 (2,097)	2,380 (3,141)	2,380 (3,141)	2,380 (3,141)
資産合計	2,250,665 (2,969,978)	1,538,623 (2,030,367)	1,620,164 (2,137,968)	1,869,074 (2,466,430)	1,723,459 (2,274,276)
純資産額	20,943 (27,636)	22,764 (30,039)	33,685 (44,451)	33,990 (44,853)	34,752 (45,859)
1株当たり純資産額 (注1) (ユーロ (円))	36.14 (4,769)	35.39 (4,670)	35.36 (4,666)	35.64 (4,703)	36.54 (4,822)
1株当たり利益 (損失) (ユーロ (円))	-3.83 (-505)	1.89 (249)	0.52 (69)	1.53 (202)	0.78 (103)
1株当たり配当 (ユーロ (円))	0.50 (66)	0.75 (99)	0.75 (99)	0.75 (99)	0.75 (99)
配当性向 (%)	N/A	39.7	143.0	48.9	95.6
従業員数 (人) (注2)	29,434	28,497	27,816	27,634	27,727

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) フルタイム換算の平均従業員数。